

## 令和元年第5回浅川町議会定例会

### 議事日程 (第3号)

令和元年12月9日(月曜日)午前9時開議

- 日程第 1 承認第 6号 専決処分の報告及びその承認について(令和元年台風第19号による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例を定めることについて)
- 日程第 2 議案第59号 浅川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めることについて
- 日程第 3 議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
- 日程第 4 議案第61号 浅川町中小企業・小規模企業振興基本条例を定めることについて
- 日程第 5 議案第62号 花火の里ニュータウン汚水処理施設維持整備基金条例を定めることについて
- 日程第 6 議案第63号 花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計条例を定めることについて
- 日程第 7 議案第64号 花火の里ニュータウン汚水処理施設条例を定めることについて
- 日程第 8 議案第65号 花火の里ニュータウン汚水処理施設分担金徴収条例を定めることについて
- 日程第 9 議案第66号 浅川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第67号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第68号 浅川町旅費条例の一部改正について
- 日程第12 議案第69号 浅川町消防団の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第70号 浅川町防災行政無線設備戸別受信機整備工事請負契約の一部変更について
- 日程第14 議案第71号 令和元年台風第19号の暴風雨による災害復旧事業に要する経費の分担金を免除することについて
- 日程第15 議案第72号 令和元年度浅川町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第73号 令和元年度浅川町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第74号 令和元年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第75号 令和元年度浅川町上水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程の追加
- 日程第20 発議第 5号 議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで議事日程のとおり

日程第20 発議第 5号 議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

---

出席議員（12名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	水野秀一君	12番	円谷忠吉君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	教育長	真田秀男君
総務課長	江田豊寿君	会計管理者	須藤寿行君
建設水道課長	八代敏彦君	税務課長	菊池三重子君
住民課長	我妻美幸君	保健福祉課長	坂本高志君
農政商工課長	岡部真君	学校教育課長	生田目源寿君
社会教育課長	岡部栄也君		

---

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	小針紀喜	局長補佐	佐川建治
--------	------	------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（令和元年台風第19号による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例を定めることについて）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 専決ですから異議はないですけれども、お伺いしたいことがございまして、要請したいことがございます。

1つは、一般質問でもるる論議になりました水道料の使用料について、基本料金だけだというようなことが被災者の方からも出ました。やっぱり、どちらかといえば、基本料は定額でありますからそこでなくて、使った量というのですか、そういうものも含めて被災者には減免するというようなことが必要ではないのかなど。

それから、見舞金についても、町長も総務課長も今、検討中でやりますというふうなことでありましたが、他町村なんかでも出ておりますので、これも条例の改正等が必要であればこの今日中でありましてけれども、そうでなくて専決でも事後の議会に承認を得るといような形で専決で、そして速やかにやっぱり出すべきだと思うんです。そういう意味では、その時間、やっぱり一日も早くというのが被災者にとっては当然でありますので、その辺をぜひどういうふうに考えているのか、そういうふうにするべきだと思うんですが、その点だけであります。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

水道料の基本料金はいろいろ検討した結果、こういう結果になりました。

それで今、見舞金につきましては、今、国もそうですけれども、我が本町も今つくっておるところで、見舞

金は必ず出したいと思っておりますので、ご了承願います。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 水道料金については、ちょっと、基本料だけで、あと使ったのは払う、こういうふうな形式なんですか。それは、考えてみると本末転倒でないのかなという気がするんですね。いわゆる基本料はもらっても使ったほうは減免すると、最低限ね。できれば両方やっばり、被災者にとっては本当に大変な水量を使うかと思うんです。ですから、これは何カ月も続くわけでありませんから、1カ月に關しては、あるいは2カ月、そういうふうなことをぜひ専決してほしい。そして速やかにかと思うんですが、どうですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長といろいろ職員とか相談しました結果、こういう結果になりましたが、なお、補足説明を担当課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 水道料も下水道使用料につきましても、条例の中で減免規定がございますので、その減免規定に基づきまして減免をさせていただいております。

減免の内容ですけれども、使った分を減額する方法と、基本料金を減額する方法の2つの方法があると思います。使った分を減額ということになりますと、基本料金の使用者につきましても、基本料金だけしかかかっていないので、全くその減額の対象にはなりません。基本料金といたしましても、基本料金分2カ月分だと、多分、水道の使用料で十何立方メートルほどの減額になるかなというふうな、ちょっと計算はしていませんが、なると思いますが、より有利な方法で減額が受けられるようなということで、基本料金の減額をしております。

実際に使った使用料を減額するということになりますと、前年の使用料とか過去何カ月の使用料の平均を計算してその差額分を減額するという方法になりますが、他町村等の状況を見ますと、意外とその水道料の減額、使った量の減額というところと余り効果がないのかなということで、全額、基本料金のほうが各使用者に対しての減額の額が大きいだろうということで、全ての方に平等な形で減額できるような形で基本料金の減額というふうなことでさせていただいております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○10番（角田 勝君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 今、使った人と使わない人いるというの、当たり前じゃないですか。だっていない人は使わないんだもの。それを基本的にすると、今課長言いましたけれども、おかしいじゃないですか。誰もいないとき使わないの当たり前ですよ。基本料金だけしか発生しないじゃないですか。誰もそんなの喜ばないですよ。今、現にもう住んでいる人いるんです。その人たちは、質問したときに言いましたけれども、3回も4回も洗って住んでいるんです。わかりますか。あのうちの中を3回も4回も土台から全部洗って、それでもおいがとれないんです。でも今現状、うち建てて、今そこ直して住んでいる人、ここしか住むところがないから、我々は洗って住んでいる。そしてその使った水を、そうしたら、最初、私のところに来た職員はこう言ったんですよ。いや、使った水道料金は町で持ちますから洗ってくださいと。うちの女房も聞いていますよ。それで、

今度、これ、ここに今ありますけれども、11月29日でこれ、町長の名前、水道事業管理者浅川町長江田文男、10月、11月分料金、水道料金9,277円。減免する金額、水道料金2,590円。ということは基本料金だ。これ、喜ぶのかと言っているんです。今言いますけれども、課長、何件の話しているんですか。水道基本料金以下の人は使っていないから基本料金以下なんじゃないですか。使っている人、使った人は何人なんですか。計算しなくちゃわからないと言いますけれども石川みたいに700件、800件の話しているんじゃないんですよ。これ、30件ぐらいの話じゃないですか。何件なんですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、何件か、これ被災した人たちです。それで、本当に今、5番議員が言ったように、いろいろ苦情があると思いますが、我々課長と相談した結果、基本料金が一番いいんじゃないかという答えを出させていただきました。

なお、補足説明を課長にさせていただきますから。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 水道料と下水道料金の減免でございますが、件数としましては正確な数字は今持ち合わせておりませんが、一般家庭でおおむね20件、営業用についてはおおむね5件程度かなというふうに記憶をしております。

どの減免の方法が、先ほども申し上げましたが、一番住民の方に対して減免がされるのかということ町としても検討した結果、実際に基本料金分しか使っていない人、20立方メートル以下しか使っていない人はよりその減免が受けられないということで、そういうのもありまして、なるべく全ての人に平等に水道料の減免が受けられるだろうということで基本料金の減免をさせていただいているのが現状です。実際のところ、前回分、前々回分等の平均の使用料等に基づいて減免するという方法も確かにあろうかと思えます。その場合については、実際にその今月分の使用料等も明らかになって、なおかつ水害以降の水については家庭用の水道であれば実際に住んでいない方については主に使っていない方も多ということで、その分の水道料は減ってしまいます。相殺すると、使った使用料は水害で洗った水から実際それ以降使っていない水の分も合わせて10月、11月分の水道料になります。要は、なるだけ一番皆さんに恩恵が受けられるような形で基本料金ということで町のほうでは決定をさせていただいております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 何言っているかわからない。実際に水使ったのは10月なんですよ。それで今、これ来ているのは10月、11月分とこうなっている。11月まで洗っている人誰もいなかったじゃないですか。何人も。2カ月分で精算するからだと思うんです。でも10月のとき、12日は誰も使っていないんだから、13、14、15、16、そのきっと10日間ぐらいの間だと思うんですけれども、その使う人。洗うのに使ったじゃないですか。たったそれだけなんです。その計算はできるんです。何十件の話しているわけじゃないですよ。そこに住もうとする人は洗わなくちゃならなかったんです。そういうことを水道料金はサービスになる、わざわざ基本料金なんて言っていないんですよ。基本料金もらっても誰も喜ばないです。意味わかりますか。たった1カ月その10月のその使ったときの料金の話だけしているんです。そのぐらい計算して、サービスにならないんですかと言って

いるんです。課長、大丈夫ですか。もう一回聞きます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 基本料金分の金額を立方メートルに換算しますと、立方メートルというのは、使った分に換算すると十何立方メートル、ちょっと計算は持ち合わせていませんが、十何立方メートル使った分の減額にはなっております。それを平等な形で皆さんに恩恵を与えたいということで、減免ということにさせていただきます。計算については二十何件なので、計算すると言われればそんな手間がなく計算できると思いますが、全ての人に平等な形で減免が受けられる、同じ立方メートルで減免が受けられるという形で減免をさせていただきますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ですから、5番議員、私、先ほど平均と言いましたのは、10月、11月分の基本料金を平均にすれば、使わない人も使った人も皆平等になるということを私は先ほど申しました。それで、また今岡部議員が13日から大体、確かに10日前後、あるいは1週間、2週間でも確かに水は使っております。それは私も行って、皆さん洗っているのを百も承知で皆さんよく見ています。それで、10月、11月ですから、平均の基本料金ですから皆さん平等になるということで、ご了承を願いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 何回も言いますが、皆さんで決めたのはそれは条例があるのでそれはわかりますけれども、でも現実で、今の、これ、私もちょっとわからないですけども、ダイユーさんとかセブンさん、あとリオン・ドールさん、これなんかはまた別なんですか。それだって水使っているわけ。あの人はうちらと違って個人住宅じゃないから基本料金もまた違うとは思いますが、その人が有効か何だかちょっとわからないです。でも何回も言いますが、我々はそういう家に住むときには、とにかく洗って住まなくちゃならなかった。その意図だけみんなであって、くれればいいと俺はいいと思うんです。そして今課長が、課長、こっちちゃんと見てください。顔見て、こっちを見て、やっぱり話してください。そして、なった人に寄り添った話。だってあんた一回も聞きに来なかったじゃないですか。俺に聞きに来たか。そのとき何て言ったか。そういう話になっちゃうんです。そうすると、あのときにあんたらは私に言ったのは一応無料になるかもしれないから。使った分は無料になるからと、そういう話で来ていたんです。それが実質こういう条例があったという。そうしたら来られた人はこれは困っちゃうじゃないですか。話と現実が違う。だから今質問しているわけなんです。ほかの人の話しているわけじゃないですよ。自分の話しているわけですから。だからちゃんと、やることはやって、言ったときの責任を持ってちゃんとこれから行政を行ってください。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 本案のほうに戻りたいと思うんですけども、3点伺いたいと思います。

1点目ですが、町民税、固定資産税、国保税、それぞれ見込まれる件数と減免額、幾らぐらいになるのか、見込みを伺いたいと思います。それが1点目です。

2点目は、この減免額について国・県からの補填があるのかどうか。この点を2点目伺いたいと思います。

3点目ですけれども、減免の対象となる国保税は10月12日から来年3月31日までに納期が来るものというふうになっていますよね。そうすると、国保税は2分の1減免になりますよという、被害を受けた方が仮にいらっしやったとすると、10月12日以降ですから、多分、納期は6回かな。実質的に半分だと思うんですよ、年間の国保税の半分、これについて2分の1免除しますよということになるんですか。するとトータルすると4分の1ということになってしまいますよね。

町民税、固定資産税にはそのような条例が、条文がないんですけれども、国保税だけ特別に違った取り扱いをするということなんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 1点目の件数と金額なんですが、件数につきましては今のところ申請される方の件数というのは今月の12から13の間に申請期間設けまして、その間に公民館のほうで受け付けする予定でありますので、まだ件数とそれから金額につきましても、めいめいの金額、10月12日以降納期の来るものの金額というのがめいめい違いますので、申請をされましてまずどのぐらいの減免になるかというものを計算してみないと金額等はまだ出ません。

それから、2点目の、国・県の補填の件なんですが、民税と国保につきましては、今のところその補填ということはないです。国保税の計算、国とかから来るお金、その分で見込まれるということが出てきています。今のところ金額とかそういうものについてははっきりしていませんが、間違いなくちょっと補填されることにはなるようです。

だから3点目の国保税の納期6期分、例えば減免が2分の1になるのであればということなんですが、特別国保だけということではなく、民税も固定も国保も同じというか、減免の割合については国保が特別ということではないです。

民税につきましては、10月12日以降の納付期限の来る多分、3期、4期、それから固定についても12月10日以降納期が来る分の減免、それもいろいろ減免の割合によって減免の金額が決まりますので、国保によりましてそれと同じように、減免となりますので、また申請とかそういうものによってこれから額とか決まってくるので、記載のとおり、国保につきましては6期分が減免の対象となります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず1点目ですけれども、12日から13日に申請の受け付けをするので件数、減免額はまだはっきりしていないということでありまして、見込みで大体どのぐらい件数と額、それもさっぱり予想がつかない状況なんですか。予想がつけば、見込みの件数、金額として教えていただきたいと思います。

2点目です。

補填があるのかどうかと。国・県からの補填があるのかどうかということですが、民税というのは町民税のことですか。まず1点目、ちょっと。余り聞きなれない言葉が出たもんですから、よくわからなかったんですけれども。国保税については、国・県からの後からの補填があるようだと。割合が全部になるのかどうか別にしましても、ありそうだと。ただ、固定資産税と町民税については国・県からの補填はなくて、町が単独で支出をするんだと、こういう理解でよろしいんでしょうか。2点目について確認をしたいと思います。

3点目です。

国保でも町民税でも固定資産税でも同じように減免の対象になるのは10月12日から以降、納期の来る今年度の納税分についてであって、例えば、2分の1を減免するという状況に該当することになったとしても、実際に半分しかないわけですから、残り、実質的な減免というのは総額の4分の1になってしまうと、こういう理解でよろしいのでしょうか。

伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 件数につきましては、被災された方の人数、床上浸水された方が大体該当になる方ということになっておりまして、今のところ、罹災証明書の半壊以上、床上浸水ということで出ている方たちが15件ほどございます。なので、あと、農地等土地につきましては、今のところまだこちらでも把握しておりませんので、申請によりまして件数が申請、何件か出てくるかとは思いますが。

あと、民税と先ほどから言っていましたのは、町県民税の話です。

それから、国保税については、10月12日以前に納期が来ているものについてはそこまでもう払っていただいた、そこまできかかる分、12月1日以降の分の6期分の国保税について、割合等によってこの残りの分が減免の対象の金額となります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目は、かなり把握が難しいという部分もあるということで、それはそれでわかりました。

町民税と固定資産税については、国・県からの補填はないので、全部町の持ち出しと、こういうことで理解してよろしいんですか、確認したいと思います。

それから、3点目のところなんですけれども、これから納期の来る部分についてこの全額とか半分とか3分の1とか免除になると、これが対象になるということですよ。そうすると、もう既にことは半分終わっているの、実質的にはその2分の1、そういうふうな、実質的にはそういうふうな減免になると、このような理解でよろしいのでしょうか。

それから、全期前納された方については、その分はお返しをすると、こういう取り扱いをするということになるわけでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 町民税と固定資産税については今のところ補填されるという話はありません。

それから、全期前納分につきましては、10月12日以降に納期が来る分につきましてももう一度減免の申請された方、該当された方につきましてはもう一度その分についても計算をしまして還付という形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければこれで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、承認第6号 専決処分の報告及びその承認について（令和元年台風第19号による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例を定めることについて）を起立によって採決します。

お諮りします。本件は承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、議案第59号 浅川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 10番です。

いわゆるフルタイム、あるいはパートタイマー、こういう職員の身分保障がきちっと条例になって保障されるというそういうことでありますから賛成であります、いわゆる現在の状況で浅川町ではこれは任用については来年の4月からでありますけれども、現在のところの人数、各仕事の種類というんですか、業種というんですか、そういう方々が何人今配置されているのか、現在のところこういうふうだ、フルタイムについて、いわゆる嘱託だと思えますけれども、何人、臨時職員は何人、現在のところはそういう状況だということと、それから、もう一つは、職員の手当の中で正式な職員とこの任用職員との違いは、各種の手当等について差が、これが実施されたとしても差があるんですか、ないんですか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず人数ですが、現在の嘱託職員、正確にちょっと今資料、ちょっと三十何名と臨時職員が40名程度の人数でございます。それらが嘱託職員がフルタイム職員、臨時職員がパートタイム職員というふうな移行になる予定でございます。

すみません、2点目については……。

○10番（角田 勝君） いわゆる手当、いろいろ手当がついていますね。これがきちんと条例化されているん

ですけれども、この中で、正職員との差はあるんですかということなんです。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 手当関係ですが、大きくまず、期末手当、これについては正規の職員と同額を支給するというふうなことでございます。勤勉手当については、入ってございませんので、それ以外の手当についても正規職員と内容はひとしく支給対象になるということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 幾つか質問させていただきます。

まず、第5条の職務の級、フルタイム会計年度任用職員につきましては、別表に基づいて1級、2級という格付になると思うんですが、この任用職員について、今後来年度4月から格付についてはどういう形になるのか。例えば、今嘱託でも事務補助、それからこども園の保育士、幼稚園教諭の方がいらっしゃいます。当然その辺では格付は違うのかなと思いますんで、その辺のことをお聞きしたいと思います。

それから、今、正規職員とか嘱託の人数出ましたけれども、私が把握している限りでは、全職員で137名ぐらいかと思うんですね。その内訳は正規の職員が71名、嘱託が36名、臨時が30名かなと思うんですが、そうしますと、嘱託と臨時合わせて全職員の約48%を占めています。ですから、今、浅川町の毎日の行政の業務はこの嘱託と臨時の方のこの人たちの働きによって動いていると言っても私は過言ではないと思うんです。ですので、こういう制度がせっかくできましたから、その処遇改善というのを含めて、格付、それをきちんと専門的な知識のある方、特にこども園の保育士さんと幼稚園の教諭につきましては、やはりそれ相応の格付、処遇の改善をしていただきたいと思いますので、その辺の見解をお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 処遇改善ということで、それらについても現在の嘱託・臨時職員が今度、名称が変わりまして会計年度任用職員のパートタイム、フルタイムというふうになりますんで、第5条で言う別表に定める職務基準表によりましてこの基準表の格付をどうするのかということでございますので、今後予定しております現在勤務していただいています臨時・嘱託職員の方については、本会議において条例が可決すればこれらの内容に基づきまして説明会を実施しまして、年明けには募集をかけるという予定であります。その中において引き続き勤務される方については前年度同等の処遇改善としまして年収ベースでは従来の年収ベースから下がることのないように現給保障はしたいと、そういう格付で採用したいというふうに考えております。それらについては第32条、2ということで、この条例の施行に関する必要事項は規則で定めるということで今後そういった処遇改善、一定の年収ベースは引き下げないというふうな方向でもって処遇については対応していきたいと思います。

また、2点目の人数、大変恐縮でございます。嘱託が36名、臨時が30名ということですが、パートタイムの職員については一定の任務を担っていただくということで、確かに正規職員が担うべきものを会計年度任用職員に担っていただくということですので、それらの処遇、給与面、またサービス面、あと、休暇等についても総務省により働き方改革においてガイドラインが示されておりますので、全く正規職員と違うような休暇制度ではなく、ほぼ職員と同等の休暇制度等を現在検討して予定しております。その辺については、今、整理をしてい

るところでございますので、基本的には職員と同等の休暇内容を予定したいというふうに考えています。

そういった面での処遇改善は図りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） お答えいただきました。おおむね概略はわかりました。

そうしますと、今1点目、年収ベース、現在の嘱託、臨時職員については格付に伴って現在の年収ベースを基本に格付をするというご答弁なんですけれども、そうしますと、嘱託の中でも1年雇用で継続しても何年も勤務されている方がおるわけですね。そういう人たちのその格付、いわゆる経験年数、そういうのは考慮されないで、あくまでも現在の年収ベースに沿っての格付ということなんですかね。その辺の、今の年収ベースよりも上乘せするという考えはないのか。

それは、募集をしてある程度の選考基準、それはやられると思うんですけれども、その辺、ちょっと1点目として確認します。

それから、特にこども園の保育士、幼稚園教諭、この職種については資格要件があるし、今、保育士を募集してもなかなか応募されない、今社会状況、変わってきましたよね。なので、やはりそういう点も考えて、今、お願いしている嘱託の保育士さんとか幼稚園の教諭をやはりもう経験積んでいるわけですから、浅川町の子供を支援、子育てということで。そういうのも考慮していただいて、そういった方たちをやはり処遇改善をして、人材確保を図ることが必要かと思っておりますので、その辺についてももう一回お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 切り替え時期ですので、処遇改善のための上乘せということですが、極端な上乘せ、そういったものは考えてはおりません。ただ、専門職、いろんな専門職の方おると思っています。保育士さん、それ以外にも確かに専門職の方はおります。他町村との均衡もありますが、本当にその技術、専門職に見合った給与、格付というのは必要かというふうには十分考えておりますが、それをどういった基準でやるのかというふうになれば、やはり今年度の年収ベースが基準となるのかなということ踏まえまして、また、他町村の状況も踏まえて、非常に人材の確保が困難だということであれば、一定の格付は必要かなというふうに思います。

また、格付は、初期段階の話でありまして、次、1年を追うごとに昇給はどうかという分もございまして、そういった分も踏まえて、処遇改善、そういったものは本来の必要な費用はお支払いできるような、実情に合った給与の支払いというふうなものに近づければというふうに考えております。あくまでも来年度4月1日が当初でございますので、その基本ベースについては年収ベースを基本というものをベースに置きまして、あと内容を一定程度精査をして、格付のほうはさせていただきたいというふうに思います。

人材確保、確かに他町村、確保なかなか厳しいという状況は把握しております。この会計年度任用職員については、全国一律に4月1日よりやりますので、これを人材確保の観点から突出した人件費を格付するというのもまだ管内の他町村の状況も踏まえまして、一定程度の管内でのすり合わせというものはしております。そういった観点で必ずしも人材確保のために処遇改善ということをもって極端な支払いはいかなものかなということですので、その辺を踏まえて格付は対応したいというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） わかりました。

もう一点ちょっとお尋ねしたいんですけども、今回の12月補正予算で副町長の給与、期末手当等々、減額補正しました。非常にこれ、私、評価できるものと思っています。そういう副町長の給与分を災害復旧、そういったものに回すということでの補正だと思うんで、非常に私は評価をしたいと思います。

それで、この会計年度任用職員の制度も来年度からスタートします。そういった面で人件費が当然上がるわけです。増額となるわけですね。ですので、これ、町長にお尋ねしたいんですけども、令和2年度以降、副町長を選任する必要性というんですかね、あるのかないのか。町長、在任期間もう1年になりましたので、そういう1年間のこの町長としての任務を踏まえて、今後も副町長という職を置くのか置かないのか、その辺のことをちょっとお聞きしたいんです。なぜかという、副町長の給与、おおむね約900万ですよ。そうしますと、その分をやはり災害復旧も令和2年度以降も続くと思います。それに対する会計年度任用職員もそういう形での処遇もありますので、そういった費用をそういったものに回すというのは私は筋ではないかと思えます。その辺の見解を町長にお聞きします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） この1年間、本当に一生懸命自分なりに働かせていただきました。この副町長いないのは私は本当大変厳しい状況だったと思います。特に今回の被災に対しては、被害に対しては、やはり副町長がいれば今後の対応ができるかな、あるいは職員とともにやっていけるかなと思っておりました。

それで、今後どうするんだということですが、もし、できれば、今後の被災のお金とかさまざまな面が出てきます。町の運営に対して。やはり、県のほうからもし派遣していただければ、県のほうからいただきたいと、今つくづく感じているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありますか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私、基本的なところだけ伺いたいと思います。

今回の条例の制定は、地方自治体によって、嘱託、臨時職員の処遇がばらばらだという状況に鑑みて、国のほうが一定の基準を決めて、全体の底上げを図ろうというものだというふうに理解をしております。

浅川町の臨時・嘱託に対する処遇というのは、他町村よりも劣っているというものではなかったというふうには思っております。今回のこの条例の制定によって、改善されるのは具体的にどういう部分があるのか。それから万が一にも後退するようなどころはないでしょうねというところを伺っておきたいと思えます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 処遇改善等ですが、大きく改善される面については休暇関係ですが、休暇関係については今まで本当に一定の労基法の年休とかそういったものしかなかったのが現状な分もあります。それについては職員と同様の夏季休暇とかその他の休暇、そういったものもほぼ職員と同様の内容を現在想定しておりますので、従来よりは処遇については改善はされるものというふうに考えております。そのような方向で現在調整中でございます。

また、後退部分はないのかということで、今、若干説明申し上げましたが、年収ベースということで申し上げましたが、現在、嘱託職員の期末手当、2.9カ月、実際支給しております。今度の統一基準で職員と同等ということで、2.55月になりますので、その、手当分が正直申し上げまして減額になります。ただその分だけを見ますと減額になりますので、先ほど申し上げましたように、処遇改善という面では年収ベースを基本としたそういった処遇改善を図っていきたいというふうに考えております。決して後退するようなことのないような、そういった国の制度に従った内容でもって今回の条例に基づく規則のほうを定めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確認なんですけれども、期末手当に関しては、月数が減るので、これ、減額になるように見えるけれども実際には減額にならないような対応をすると、こういうことでよろしいですね。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） そのような内容で年収ベースを算定したいというふうに考えております。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1点だけお伺いします。

今回の改定に当たっては、費用弁償に関する条例の変更という内容ですが、ちょっと一つだけ1点お伺いしたいのは、フルタイム、パートタイムの雇用に当たって、雇用契約というのはまず結んでいるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 雇用契約といいますか、現段階における嘱託・臨時職員については任命書でもって毎年4月1日の段階でやっておりますので、今回会計年度任用職員についてもあくまでも会計年度任用職員で1年契約ですので、そういった雇用通知書を発行しまして、給与等の格付もございますので、契約書ではなくて雇用の任命書、これでもって対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 任命書を町長名で交付するわけですが、その任用される側からのいわゆる雇用条件の確認、あとは当然のことですが、守秘義務を守りますよという確認の証明等、そういうのは取りつけているのですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） そういったものを全て周知するのは非常に範囲が広いもんですから、今回の制度が来年の4月から変わるということで、現在いる嘱託・臨時職員の方については、この条例が決まれば説明会を設けて、その中において来年募集、こういった条件で募集しますよというそういったものを提示して、募集をしていくということになっていきますので、その服務規程なりいろいろございますがそういったものを一定程度説明はする必要があるということで、対象にした説明会を予定しております。その後に年明けにそういっ

た募集に対して申し込みをしていただくというふうなことで、一定の説明は必要かというふうに考えていますので、それを予定しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ぜひとも、通常民間企業であれば当然のことながら雇用契約を結ぶ時点で守秘義務やら何やらの承諾をすると、きちっと書面に署名、捺印をいただいて、職務に精励するのはもちろんですが、職務内容の守秘義務、また、無断欠勤はしないと、そういう処罰に関するものとかを全てを契約条件の中で雇用される側との署名、捺印の、やはりそういうきちとした手続を踏むというのも今回、せつかくこういうことで任用職員の費用弁償に関する条例とかが新たにできるわけですから、その契約に関してももう一步踏み込んでいいのではないかと思います、町長、いかがですか、その辺は。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 8番議員と全く同じです。これは当然、守秘義務だけはどんなことあったって守らなければならないと思っております。当然、職務の怠慢、これは絶対やっちゃいけないと。それなりの契約はさせていただきますと思っております。

○8番（須藤浩二君） よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 一つだけ具体的なことになるのかもしれませんが、質問させていただきたいというのが、この条例の中の第13条、正規職員になると1時間当たりの金額を出しているのは非常に大事なところで、そこから全てがいきますので、この出し方、52という数字と18と。この50が、2が何なのか、18が何なのか。

それから、正規職員さんと1時間当たりの計算方法は同じかどうか、この2点だけお尋ねしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 勤務時間の時間当たりの算出につきましては、職員と同じ内容をもって算定をするというふうになっております。あくまでも昇給基準表に基づき、算定方法がございますので、条例上は記載ございませんが、その辺は規則において定めるということで、基本的な分は第13条に示している内容となっております。

13条の52と18を……。すみません、この算定式についてはちょっと数字的なもの、今説明申し上げられませんが、後ほど説明したいと思います。大変申しわけございません。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 多分、52というのは52週、それから18というのはこれ多分国民の休日関係なのかなという予測はできますけれども、なぜこの1週間当たりの計算でしているのかちょっとわからないので、なぜ1週間の、多くのところが1週間の勤務時間でもとになっているのか、そのところ、これ一番大事なところだと思うんで、これで時間外だとか、超過勤務だとか、全てここから出てきます。それから代休の差額分とかここから出てきますんで、1週間当たりの勤務時間という1週間にして意味、これちょっと教えていただけますか。

通常ですと、1年間の総労働時間で給料を割って、それで1カ月当たりを出して、なおかつ1日当たりを出して、なおかつ1時間当たりを出す、こういうのが普通の基本だと思うんですけども、なぜ1週間をもとにしているかという、そういう意味です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 手元に資料ございませんので、確認して休憩後に報告したいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君、いいですか。

○4番（木田治喜君） わかりました。ただ、ここは、一番もとのもとです。だからこのくらいは頭の中に入れておかないと、多分普通の業務が進まないと思います。だからこのところだけはきちっとつかんでおいてやれば間違いがないので、ぜひともお調べいただいて、多分条例のほうに書いてあるので、正規職員さんも同じだということ聞きましたので、ちょっと確認していただければいいと思います。よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第59号 浅川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整備に関する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議案第61号 浅川町中小企業・小規模企業振興基本条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 中小企業の振興のために町としての基本的な姿勢を定めるこの条例、制定するのはもともとだというふうに思うんですけども、制定に当たって、せっかく制定するわけですから、新年度新たに中小企業の振興策として取り組むもの、何か考えているのかどうか伺いたと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今現在、商工会さんには補助金を出しております。毎年8番議員を先頭に毎年正月には要望等を受けております。商工会さん初め、建設業、農業さん、あるいは商業さんのある程度の意見と要望は聞いて、今後いきたいと思っております。衰退することはありませんのでよろしくお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） それはわかっているんですけども、せっかくこういう条例を制定するんですから、新たにこういうことに取り組むというものがないと、何か今までやってきたことをそのまま引き継いで条例だけつくったということになりかねないので、新たに取り組むものはないんですかという質問なんです。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 新たには、担当課長に説明させていただきますが、私は、できるだけ今、衰退している商店街の振興券を新たに増額するとか、そういうふうにして、何とか商店街を活性化したいなと思っております。

なお、補足説明を課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） この条例に関し、来年度以降の施策ということでございますけれども、今のところ、今後、いろいろな企業さん、あるいはそういう関係機関、商工会さん、経営者協会さん、そういったところと話し合いながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今の商店街、あるいは建設業、農業、商業で、どこもそうですけれども、後継者がいないんですよ。それで、後継者問題でも、新たな取り組みをしたいなと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 事務方としてはまだ具体的にこれと決めてはいないけれども、町長としては商店街の振興あるいは後継者の育成、こういうものに力を入れる事業に取り組みたいと、意欲を持っているということで理解してよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 幾つかちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、第10条の町内経済循環の促進ということであつてあります。地元の業者さんに工事の発注とか物品の購入というのを促進していくという条文になっておりますんで、現在も地元発注ということで、努力されていますんで、それをさらにこの明文化するというような条例かなと思いますんで、その辺今後の方針をお聞きします。

それから、第11条、施策への反映ということで、中小企業者及び小規模企業者の実態を把握してその振興に関する施策に反映するというふうにあつておりますんで、今、9番議員が質問したように来年度以降の商工業の振興についての方針、それをちょっとお聞かせください。

それから第12条、財政上の措置ということで、町として必要な財政上の措置を講ずるよう努めるというふうにあつてありますんで、この辺は具体的にどのような施策を考えているのか、お尋ねします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず毎年そうでありますが、まずは、地元発注することを常に思っております。このことは崩すことはございません。

2番、3番につきましては、担当課長に説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず11条のほうの施策への反映ということです。

来年度以降の取り組み方につきましては、現在のところ従来では商工会さんと行政側との話し合いの場を設けたりはしておりますけれども、今後もそれらを踏まえ、さらに意見を聴取というところで、今のところ具体的な施策は持っておりませんが、何か事業者さんのほうからの意見を広く求めたいと思っておりますので、何らかの方法でそういった形をとりたいと考えております。

12条の財政上の措置につきましては、具体的な点につきましては現在でもいろいろな予算上の施策ありますけれども、それをさらに担保するといいますか、根拠づけになる意味で今回第12条として財政上の措置というところを明文化しているところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） ここで言う中小企業者というのは法律第2条の第5項だと、それに規定する者だとい

うんですが、しかも浅川町に事業所を有する者ということになります。浅川町にはこの規定の中でのいわゆる中小企業者と、あるいは中小企業の法人、そういうものは何社、何人ぐらいになるわけでありませうか。そして、一番大事なのは、やはり、この基本理念の中にある「自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、国・県その他の機関との連携を図り、協力を得ながら地域全体で協働して活力ある町づくりを進めるために推進すること」ということにこの基本理念がなっておりますけれども、こういう形で確かに浅川町は経営者協議会、商工会、あるいは農協、関係団体とも定期的な会合をしているのかなというふうに思うんですが、実際は1年に1回ないし2回ぐらいの協議だけで、本当にみんなの力を合わせてこの浅川町をよくしていくんだという、そういう自主的な協議はなされているんですか。お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず1点目の何社あるのかについては課長より答弁させていただきます。

2点目については、経営者協会さんとは年に数回お話をさせていただいております。そしてまた、さまざまな要望をいただいて話し合いをしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、浅川町の事業所数でございますが、まず、中小企業、小規模企業の総数が293事業所。そのうち、小規模事業者、いわゆる製造業関係が20人以下、その他サービス業等は5人以下の事業所を小規模企業事業者と定義されておりますけれども、そちらの小規模のほうが266事業所でございます。割合にして90%近くが小規模事業所というふうな形になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の答弁、私、答弁になっていないと思うんですけれども、数回協議しているということなんですけれども、数回定期的な、数回というのは一体1年に何回やられているのかな。定期的にきちっと決まっているのは何回なのか。それと同時に、町全体のことについて顔合わせして歓談して、町長の今年度の事業にこれこれこういうものがあるからぜひ協力をという程度のそういう歓談というか、ものになっているんじゃないかというふうに私、危惧するんですけれども、やっぱり、自主的にいろいろそれに向かって協議会等をどういうふうにやっぱり浅川町振興のために皆さんにご尽力をいただくかという点では、きちっとしてやっぱりレジュメをつくって、それに諮る必要が、私はあるのではないかなというふうに思うんですが、もっと実質的なそういう会議にしてほしいなと思うのであります。

それからもう一つは、266、いわゆる90%がこれに該当するんだという話もありましたが、浅川町に事務所を置いている方、例えば、本社は福島だけれども、浅川事務所というんですかね、そういうものを置いている、例えばそういう事業所についてもこれに該当して、地元企業ということではいろいろ建設事業なんかもやっているんだと思うんですが、働く人とかいろいろ関連した、利益は町としても得るんでしょうけれども、税金そのものは、法人税そのものは福島なら福島、本社のほうに行ってしまうんですね。そこら辺とのジレンマはあるなというふうに思うんですけれども、地元企業については、事業所があれば地元企業として、例えば浅川町で工場をやる場合に認めているということになるんだと思うんですけれども、その点が一つと、今浅川町で行わ

れる公共事業のその地元企業の何ていうんですか、地元企業でのみ入札するというそういう基準はどういうところに置かれているんですか。かねて250万以上とか、あるいはいろいろありましたけれども、専門的なものを除いて、例えば防災無線なんていうのは浅川町に地元企業ないわけですから、そういうものを除いてであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず1点目の定期的に会議は何回というのは、それはまず課長より答弁させていただきます。

それで、歓談と言いましたか、お酒飲んで歓談というのは私、歓談もこれ大事だと思うんです。というのは、私も酒はほとんど飲みませんから、そういう中での話し合いというのは物すごく大事だと思っておりますので、歓談だけは、年1回の歓談だけはやらせていただきます。あと、定期的な会議は何回かは課長より、そしてまた公共事業のお話もありましたが、課長より答弁させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、中小企業関係団体、商工会さん、それから経営者協会さんとの会合でございますけれども、まず、商工会さんとは、私ら課長と担当者レベルの会合が1回、そのほか、陳情、要望等に対してでその他随時話し合いを持っているところ、それから経営者協会さんとは、懇談会も含めましてその場で年2回行っております。

それから、もう一点、事業所関係、町外、町内につきましては、町外に本社があつて、町内の事業所であっても、今回のこの条例の定義の中に含まれるものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 公共事業を地元業者に発注しているかどうかと、こういうふうなご質問だと思いますが、実際、指名競争入札にかかるものにつきましては、指名委員会のほうで決定しておりますので、私のほうとしてはどういう現状になっているのかという中身についてだけ説明させていただければなというふうに思います。

細かい工事につきましては、全て町内業者、建設関係ですけれども、全て町内業者にお願いをしております。町内業者でどうしてもできないというようなそういう工事があつた場合についてのみ町外業者にお願いをしているというような状況になっております。

それから、公共事業のうち指名競争入札によって発注しているものにつきましては、資格が必要なものについては町内業者にいない場合については町外業者のほうに今のところはお願いをしております。それ以外の実際の土木工事、建築工事等も町内業者さんを中心に指名をしているということでございますが、指名業者さん、ちょっと少ない場合等については町外業者さんを一部入れているというケースもございます。

金額幾ら以上とかというふうな大きな決まりというのは今のところありませんが、今のところを発注しているものについてほぼ町内業者さんに指名をして発注しているというような状況となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 最後です。

やっぱり、年に1回話し合いを持つというようなこと、それは私は顔合わせして役員が変わったとかいろいろそういうその程度の顔合わせぐらいで終わってしまうんだと思うんですよ。何かやっぱり、議会の予算を編成する前にきちっと皆さん方のご意見や町の活性につながるそういうものとしてぜひ取り上げたいものや協議したいもの、そういうものも含めて目的を明らかにして協議をすべきだというふうに、これは今やっておらないようでありますから、基本的には説明と歓談ということになっているんだと思うんですけども、それもちんちんと、歓談するのは町長から大事だと言いましたけれども、私はそれは大事で、大事でないなんていうことは一言も言っておりませんで、やっぱりそれは昔から日本人の酒間の間にというふうなことがありますけれども、それとは別にやっぱりきちっとしたそういう協議をしてほしいと、こういうふうに町長に強く要望しておきたいと思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） この条例を見たときに、浅川町中小企業・小規模企業振興基本条例というんで、え、今ごろという感覚、私、非常に持ったんですけども、多分、他市町村関係では相当前からこういった中小企業、誘致企業も含めてそういった基本となる、ベースとなるものはつくってあるんじゃないかなと思ったものから、ちょっとびっくりしたんですけども。

それから今話の中で、経営者協会があるということで、例えば、私、前いたところは矢吹だったんですけども、矢吹には経営懇話会というのがありまして、これ41事業入っています。異業種です、ほとんど。そうするとその中でいろいろな情報交換する、直近で言えば天乃屋さん、天乃さんが今度大きな建物、中畑近くに建てます。あれだって、そういった会議の中でいろんな情報交換の中でああいうところの土地がある、ここがあるよということで、矢吹町と提携してそこにつくったという経緯があります。そういったものの情報をきちっと入れれば、あながち大きな会社をよそに出す必要はないと。天乃屋さんも相当東日本大震災でやられましたから、そういった意味では工場いつ開業かという話がありましたんで、その後も行政のほうも察知していましたから。それでアタックをしていたと。それで土地を探してあげたというふうな形になったんだと思うんですけども、そういったもろもろ、誘致企業もそうですけれども、こういった受け皿をきちっと、基本的な受け皿をつくっておかないと、町に、じゃ、新しく工場を建てようかとか、新しく会社を持ってこようかという経緯には全くならないと。

だから、この中で一番大事なのは先ほど来から出ているように11条と12条だと思うんですけども、特に11条の実態を把握するという。それで、先ほどの経営者協会がどこが主幹でやっているか、ちょっと私も勉強不足で申しわけない、わからないんですけども、もし商工会だけでやっているんだとすればこれは片手落ちで、必ずそれは行政のほうも組んで、その中で両方で動かしていくと。それに年に何回という話じゃなくて、1カ月に1遍、2カ月に1遍、必ずそういうのは定期的にやって、そういった採用も含めた、いろんな人の流れも含めた中の交流も考えると。それで、こういう情報があればまた次に、生かす。私のいた会社でもそういった

情報で何回も助けられました。だからそういうことが非常に大事なことで、この町に来ればこういった情報元があるから安心だという土台をまずつくっておかなかつたら、新しい企業まず来ないですよ。だから誘致企業、誘致企業と言っていますけれども、体制ができていないから来ないんです。浅川町になんか来るはずない、こんなこと絶対はないんです。私が思うにはそれはないというふうに思っています。

先ほど来から言っていますように、そういったものがおくれればせながらもできたんですから、しっかりその辺の基本的なところをやっていただいて、今のその一つだけちょっと教えていただきたいのは、経営者協会というのがどこの主幹でやっているかだけちょっと教えていただければ助かります。

お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 経営者協会の事務局ですが、浅川町商工会の中で取りまとめています。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 行政はかかわっていないのか、町は何もかかわっていないのか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 町のかかわりは、基本的に事務局は商工会さんになっていまして、そこから年に2回の懇談会、それからあとは工場の見学会というのをやっていますけれども、そちらのほうに町のほうが案内があり、それに参加しているといったところでございます。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） わかりました。

今そういう体制になっているということなんで、ただちょっと考えていただきたいのは、それでいいんですかということもまず役場の中といいますか、町のほうで考えていただいて、そのルートが、その経営者協会だけじゃなくて、いやこういう団体もあるんですよと、これもあるからこれも併用してやっているんですというのは別に構わないんですけれども、もし例えばいろんな10人以上の社員さんを雇用しているとか、30人以上の社員さんを雇用しているような会社がほかにもこういった団体があって、それで意見交換とかいろんなこととして、いろんなことやっていますよというなら別ですけれども、もし経営者協会だけだとすれば、その辺は町ももう少し関与しないとその後の発展というのは商工会が衰退すればそのまま終わりじゃないですか。商工会に丸投げするというところに話なっちゃうんで、それは違うだろうなと私は思いますんで、ぜひとも町のほうの関与も検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 答弁いいですか。

○4番（木田治喜君） はい、結構です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければこれで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第61号 浅川町中小企業・小規模企業振興基本条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎答弁の追加

○議長（円谷忠吉君） ここで、総務課長より答弁の追加したい旨の申し出がありますので、発言を許します。

総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、先ほどご質問ありました議案第59号における第13条の勤務時間、1時間当たりの勤務時間の算出ということのおただしについて、説明を申し上げたいと思います。

初めに、この会計年度任用職員における13条における1時間当たりの勤務の算定につきましては、国家公務員の1時間当たりの給与算定と同じ内容で、正規職員についても同じ内容で1時間当たりの算定をしているもので、内容については、同じ内容となっております。この算定の仕方ですが、第13条の3行目からになります。給料の月額及び特殊勤務手当、これに12月を乗じるということで、月給に対して12月、年間の収入を算出します。それが分子となりまして、それに、その分子に対しての1週間当たりの勤務時間、38.45時間になるわけなんです。それに年間の52週を掛けたものから、その次の行にあります7時間45分に18、18については国民の祝日、その分を差し引いて、その算出された数字が分母となりまして、年間の給与額を年間の時間で除した額が1時間当たりの勤務時間というふうになりますので、これについては、国家公務員と同様の内容で会計年度任用職員についても1時間当たり算定をするというふうになっております。

以上でございます。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、議案第62号 花火の里ニュータウン汚水処理施設維持整備基金条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 来年の4月1日時点で、この基金の額というのは幾らになる見込みなんですか。それから、毎年、どういってお金が入ってきて、幾らぐらいふえていく見通しなのか伺いたと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 基金の額は1,540万円ほどでございます。これからどういってお金が入ってくるのかということでございますが、この後、施設条例の中で、料金等の設定を議案として出させていただきますが、下水道使用料と同額程度の1戸当たりの収入が2カ月に1度、水道料金と一緒に徴収をして収入をされていく、それから、維持管理費用として足りない分が発生した場合については、町のほうからの繰り入れということで町の繰入金が入ってくるということになろうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、今までたまって引き継ぐものが1,540万円だと、これでスタートする。それで、あとは基本的には使用料ですね、入ってくるものは、使用料が入ってくるんだけど、維持管理費にお金がかかるので、使用料は全部、基金に積むんですか。維持管理に係る費用は、町のほうが支出をすると、一般会計から特別会計に繰り出しをして、そこで支払うと、こういうことにするわけですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） この基金条例の後に、施設の会計の条例を設置させていただくことになります。その中で、下水道の農業集落排水と同じように使用料につきましては、維持整備、維持管理費に支払いをするというようなことで予算の計上をさせていただくことになろうかなというふうに思います。

もう一つ、基金の関係でございますが、現在のところ、管理組合のほうに1,540万円ほど基金がございまして、これは町のほうで今、出納室のほうで預かっております。このうち、町のほうに権利の譲渡をしていただいて、施設を町で運営するということになっておりますが、土地の購入者のうち、10名については、まだ同意書というか、契約をもらっている状況ではございません。その10名分は管理組合のほうから連絡をとっていただいて、管理組合のほうでも所在がわからないということで、10名ほどは今のところ、契約もいただいておりませんので、その10名分の20万、200万円分は、まだ管理組合の基金として残さざるを得ないというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この1,540万円でいろいろあるけれども、200万円ぐらいは入ってこないかもしれないけれども、それでスタートして、毎年入ってくる、基金に積み立てるお金というのは幾らぐらいなんですか。ど  
ういう項目の。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） この基金に積み立てするお金につきましては、今住んでおられる方、それから  
契約を結んでいただいた方の20万円分全て1,540万円分がこの基金に積み立てられるということになります。  
将来のための改築等の費用に充てるということで、留保をしておきたいというふうに思っておりますが、一般  
の使用料につきましては、基金に積み立てをせずに、維持管理経費として使用するというので考えておりま  
す。ここの基金に積み立てするお金につきましては、新たに土地を購入された方が今までどおり20万円ほど、  
この後、分担金の徴収条例の中でご審議いただきますが、その20万円のお金が入った時点で、この基金に積み  
立てて将来の改築等に備えるというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

[発言する声なし]

○議長（円谷忠吉君） なければこれで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第62号 花火の里ニュータウン汚水処理施設維持整備基金条例を定めることにつ  
いてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立全員]

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、議案第63号 花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計条例を定めること  
についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 会計のところ、汚水処理事業の中で、歳入については、汚水処理事業収入、一般会計

繰入金及び諸収入をもって歳入としとありますが、町としては、来年度どのくらいの繰り入れを予定しておりますか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） まだ、その予算をつくっている段階ではございませんので、幾らぐらいというふうな正確なお話はできないと思いますが、今のところ、大きな改築等の工事を予定しているわけではございませんので、何とか収入の中で賄われるというふうなことで、一般会計の持ち出しは余り大きな金額ではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） では、現時点、まだ予算を計算するような状況ではないということですね。それで、ニュータウンができて恐らく二十数年、25年ぐらい経過しているのかなと思いますが、現時点でのその大幅な施設の改修の予定とか、あと将来的に大きな改修になるとき、単独でそのニュータウンの処理施設を改修するよりも、町の下水処理施設に行く行くは接続する、そんな構想はあるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 現在のところ、下水道の区域には入っていないということで、将来的に下水道に接続するということはございませんが、今の公営企業会計の制度の確立ということで、今の公営企業会計の適用にはなっていない下水道と農業集落排水、それから今回会計を設置します汚水処理事業特別会計でございますが、令和5年度までに公営企業会計の導入が求められております。これに向けて、それぞれ3つの会計が企業会計になるということで、将来的に言えば、統合ということも含めて検討しなければならないのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければこれで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第63号 花火の里ニュータウン汚水処理事業特別会計条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第64号 花火の里ニュータウン汚水処理施設条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） この汚水処理条例を定める、いろいろあるんですけども、先ほども言いましたけれども、築何年になるんですか。そして、やっぱり心配されるのは、今、8番議員があれされていましてけれども、大規模な改修とかそういうものは、一体どのような形で位置づけなければならないのかというのが、一つの、町の繰出金とあわせて心配されるところであります。その辺について、もう少し詳しくご説明いただきたい。と同時に料金なんかも、現在の使用料というんですか、そういうものと比べてやはり若干は割高になるわけでありますが、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 処理施設につきましては、平成6年から供用しておることになるかと思えます。6年から販売していますので、平成6年から供用しているということになるかと思えますが、いつまで、どのくらいのスパンでその新たな改築が必要だというのは、なかなか見込めてはいない状況となっております。というのは、施設の管理そのものが管理組合のほうでやっていたというのも多少ありますし、私のほうでも、管理の状況等の中身についてはご報告をいただいておりますが、施設そのもののどういう状態かというところまでは、まだ完全に把握しているところではございませんので、いつごろということは言えないかなと思えますが、実際改築になれば、機械器具も含めて数千万円の規模でかかってくるのかなというふうに思っております。なるだけ、そういうことのないように維持管理に努めてまいりたい。それ以外にはポンプ等いろんな細かい設備につきましても、オーバーホール等をしながら長もちをさせるようなことで、対応を図っていきなというふうに考えております。

それから、料金等でございますが、今のところ管理組合の徴収しているお金につきましては、基本的な話を申し上げますと、月額で3名までが3,200円、管理費用が余っているために2,000円程度の徴収になっておるといふように伺っております。1名ふえるごとに300円加算ということで、現行の金額で言えば、おおむね月額3,400円程度になって、標準的な減額前の金額からすれば3,400円程度になっているといふようなことです。下水道の使用料の見込みをちょっと出してありますが、月額3,900円、平均で3,900円で、おおむね月当たり500ほど増額になるのかなといふふうに見込んでおります。それにつきましても、実際に、いろいろな使用形態がありますので、それぞれふえる人、減る人というのは出てくるということと、あと下水道使用料も多少多くなってしまうということで、節水等のご協力をいただいて、なるべく料金がかからないようにということで、ちょっと料金の節減等にも努めていただきたいといふようなことをお願いをしたいといふふうに思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） もう25年になるんですね。そうすると、今、そっちから、そっちからというかそのニュータウンのほうから引き受ける、そういう際に、今の状況はどうなのかと、大きな改修、そういうものは一体いつごろやらなければならないのかというような、そういう状況をきちんとつかむというのはやっていないんですか。普通は、やはり引き受ける際には、本当にこれからどういうふうにかかかって、町の繰入がどういふふうにかかってくるのかとか、そういうことについて一番やっぱり心配になると思うんです、町民はね。ですから、そういう寿命なんかも、一定程度あると思うんです。鉄筋コンクリート50年と言われてはいるんですけども、ああいう建造物の、部分部分ではなく全体としてやはり耐用年数なんかは一体どうなるのかというようなことは全然検討はなされていないし、状況把握もしていないと、今ものところはね。そういう状況で引き受けるということに、言いかえればなるんですか。

その点が1つと、それから500円程度の増になるであろうということについては、これはニュータウンの人たちが、町に委託をお願いするというので、そこから出発しているわけですから、住民のそういう周知徹底なり了解なりするのは、きちんとされているというふうに考えてよろしいんですか。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 施設につきましては、細かい補修の状況等も含めて、報告はいただいておりますので、おおむねの施設の今の状況というのは、掌握はされております。ただ、将来どのぐらいで改修されるのかということまでは見込んではまだありませんが、今委託している業者さんも、町の指名参加願いを受けている業者さんで、ほかの施設等の維持管理もされている業者さんなので、特に大きな問題はないのかというふうには、通常の維持管理については大きな問題はないのかなというふうに考えておりますので、今後、適正な維持管理に努めたいということで申し上げておきたいというふうに考えております。

500円程度の増になるというふうなお話でございますが、うちのほうで、管理組合さんのほうと何回か協議を重ねております。その中身を行政区の総会等に諮っていただいて、料金については下水道料金と同じで構いませんよというようなことで、行政区全体の同意をもらっているというふうなことで、要望書も上げられておりますので、その辺は大丈夫かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 料金のことについては、わかりました。ただ、やっぱり引き受ける際の、こういう町の対応というんですか、何というんですか、大きな問題はないという指定業者、そういう管理はしているということではありますが、やっぱり寿命はいつごろまでなのかぐらいは、部分的には、例えば浄化装置の内部の機械についてはこのくらい、全体の建物としてはあと何年ぐらいだとか、そういうものは大枠としてつかんでおかななくてはならないのではないのかなと、私は常識的にそう思うんですけども、それまではまだやっていない、ただ指定業者の話を知ると当分はまあ大丈夫だろうと、こういうふうな状況をつかんでいると、こういうことでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 維持管理の耐用年数の問題でございますが、それぞれポンプや設備、建物、ポ

ンプ、電気設備、それから躯体につきましても、それぞれ先ほど議員さんもおっしゃいましたとおり、コンクリート50年とかというような、そういう維持管理の基準とかその耐用年数はあるというふうに、それも掌握はしております。ということですが、うちの下水道の施設もそうなんですけれども、その耐用年数はあくまでも目安であって、そこまで使用すればすぐ使えなくなってしまうのかと、そういうことでもございません。その耐用年数をなるべく長くもたせるために、ポンプ等のオーバーホールを行ったり、電気で言えば、1年に1回必ずその設備の点検を行ったりというような、そういう方法で、なるべくその年数を延ばすような形で対応しておりますので、同じように業者さんを指導しながら、なるべく年数が延びるような形で対応するような形になるかなと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 今のお話で、滝輪の今回、ビルぶちのところ、北側が杉山がやられて、反対側の田んぼがやられて、その下にちょうどその下水の配管、社川に流れてくるますがあるんです。その手前の田んぼのへりを通して、そこに社川に流れるようになっていたんですが、そこは、今回、その上の田んぼはやられたんですけれども、排水口は大丈夫だったんですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 汚水処理施設の配管が、滝輪の区民の方の田んぼの手前のところ、河川に流れる手前の田んぼのところの排水の側溝に流れております。社川側の堤防が堆積の土砂によって側溝の機能が果たせなくなったということで、一時的に、滝輪の区の方の田んぼのところ処理水が一時流れたというふうなことで、現在もしております。本人のところ、所有者の方にもお願ひをして、うちのほうでなるべく早目にやりたいということで、現在のところは、田んぼとかに影響のない手前の道路側のところの排水のますに直接つなぐような形で配水処理をして社川に流していると、そういう状況でございます。

以上です。

○5番（岡部宗寿君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第64号 花火の里ニュータウン汚水処理施設条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、議案第65号 花火の里ニュータウン汚水処理施設分担金徴収条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第65号 花火の里ニュータウン汚水処理施設分担金徴収条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第66号 浅川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第66号 浅川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第67号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今回の改正は、県人事委員会の勧告に伴って、給料、期末手当、これをわずかながら引き上げるものだというふうに理解をしていたわけでありますけれども、どうもあの一般会計の補正予算の給与費明細書を見ると、給料を120万円総額で減額になり、期末手当161万円減額になっているというような数字なんですけれども、どういうふう理解すればよろしいでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 補正予算における給与費明細書の27ページに記載されておりますが、（2）の給料及び職員手当の増減額の明細というようなことがございます。その中において、給料については128万1,000円の減ということで、給与改定に伴う増減分ということで、今回は128万1,000円の減となっております。この中身ですが、育児休業により休暇取得した職員いますので、そういった方の分が、職員の給料では減額になっている、ただ、嘱託職員の方がその分出ていますので、給与明細書上は減額というふうなことでございます。その下の職員手当380万4,000円、これは増ということですが、これは、今回の台風19号の災害関係における職員手当等の増というふうな状況でございますので、そういった内容について増減が発生しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） そうすると、期末手当が161万円減額になっていますよね。0.05カ月分増額するはずの期末手当が減額になっているというのは、やはり育児休業をとる職員がいるという関係で減額になるということですか。全体としてはやはり増額に、その分を除けば、今回の給与改定では増額になる、こういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 育児休業を取得している職員が2名から3名程度おりますので、そういったことを全体的なものを算定した結果、こんなふうになったということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければこれで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第67号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第68号 浅川町旅費条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 2点ほどお伺いします。

これは、先ほど改正されました任用職員の方の旅費規定で支出するための改定でよろしいのか、それがまず1点。もしそれであれば、これをつくる前にもいわゆる臨時職員、パートタイム職員さんでこの旅費規定に該当するような出張等があったのか、2点をお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） おただしのとおり、来年度からの会計年度任用職員に対する旅費の支給ということでございます。現在の嘱託・臨時職員については、職務上、出張等が伴う場合は、例外的にはございますが、基本的には業務によって出張等はないものということで、いずれは、全くないということではございませんが、特殊性を考慮した場合で出張せざるを得ない場合には、職員に準じてあったかと思えます。これについて、来年に向けて会計年度任用職員については、旅費等について正式に職員と同額を支給するという内容となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） その中で、私が危惧することは、この嘱託職員さんに対する職務の仕事のウエートが、そういう出張までふえてくると、どんどん正規職員と変わらないような、そういう環境になってしまうんでないかということがちょっと危惧されるんですが、あくまでも、臨時職員さん、嘱託職員さんということを考えれば、こういうあまり高負担は避けるべきではないかと思えますが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 次年度からの会計年度任用職員については、提案していますとおりフルタイムとパ

ートタイムと大きく2つに分かれます。服務等々業務についても、従来の嘱託職員の業務については、正確な業務についての内容についてはございませんでしたが、今回は、そういった処遇改善も含め、働き方改革を含めて一定の業務については担っていただくという方向ですので、その業務量が正規職員と同等の業務というふうには、そのようにはならないというふうなことで、一定の業務は担っていただく以上、職場においては出張等も関連して出てくることもあろうと思います。フルタイム職員の方について、業務が負担になるというふうなことがないように、業務量についても一定の同程度の業務でお願いをするということを考えておりますので、全く出張等についてもないというふうにはならないと思いますので、その辺についてはご了承いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ぜひとも、この旅費条例の改正によって、先ほども言いましたが、臨時職員さんたちの職務が高負担にならないように、できるだけその辺は担当課長さんが配慮していただければと思います。

町長にも最後、意見を聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 4月1日から、嘱託職員もそれなりのお金が入ります。やはりそれなりの仕事のウェイトも上がると思います。それで、この改正に考慮して、さまざまな検討して前進していきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） フルタイム職員には旅費を払うと。パートタイム職員はこれ対象になっていないわけですが、パートタイム職員に対しても研修を受けてきてくださいということで、出張する場合がありますよね。そういう場合はどういうふうに対応するんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今の会計処理としまして、職員と同様、フルタイム職員については旅費の適用というふうになりますが、パートタイム職員については費用弁償という形で支払いするというので、臨時職員の方についても、そういったやむを得ず出張が伴うといった場合には、旅費ではなくて費用弁償のほうで対応するというふうなことを予定しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 旅費にする場合と費用弁償にする場合とで、金額的に変わってきたりはするんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 実費弁償ですので、その費用については基本的には変わりはありません。ただ、支出先が異なるということでご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○9番（上野信直君） わかりました。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければこれで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第68号 浅川町旅費条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第69号 浅川町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第69号 浅川町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、議案第70号 浅川町防災行政無線設備戸別受信機整備工事請負契約の一部変

更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1点、お伺いします。

契約の段階での、契約書の中では、消費税は8%だったと。だから、まだ工事が完了していないからこの10%が適用になって200万支出するということによろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） そのような内容でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ちなみに、契約の月日はいつなんですか。契約された。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） この契約については、議会の議決を同意を得る案件でしたので、6月議会において議会の議決をもって、日をもって契約ということで、日付はちょっと明確に今資料手持ちでございませんが、6月から来年の2月末までの工期をもって契約している物件でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 問題意識は8番議員と同じなんですけれども、6月の議会で議決をして、9月中に工事を終了していれば、こういう200万円の支出というのはしなくても済んだわけですよね。何で、今ごろになって工事が始まっているのか私はよくわからないんですけれども、そういう状況で丸々浅川町が2%増額分を負担しなければならないというのは、どうも納得できないんですけれども。これはどういう理由で全額を、2%分丸々町が負担するというふうなことになるのか、契約でそういうふうになっているのかどうか、1つ伺いたいというふうに思います。

それからもう一つ、他の工事請負契約でも10月1日をまたいで工期があるものがありますよね。そういうものについても全て、こういうように2%増額するという形で請負契約の変更というのをなされているんですか。

伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず1点目につきましては、6月に発注をしまして、議会の議決をいただきましたが、工期については年明けの2月末をもって契約をしている内容でございます。今の時期になって、なぜ工事なのかということですが、工事については戸別受信機の交換ということで、アナログ式からデジタル式に交換するのがメインではございます。そういった関係上、庁舎内にある操作盤の中身、内容についても従来工事、中身を修繕をやってきました。なおかつ、戸別受信機の発注をかけ、業者サイドですけれども、それらの納品が一定の期間を要したということもあります。なおかつ、アナログからデジタルにすることによって、周波数、

これよっての不具合、そういった箇所についても調査をした関係上、予定する工期、6月から来年の2月までの間で請負契約を締結したということで、消費税の改正と合わせてその改正の期間と重複している関係もございませけれども、あくまでも契約に基づきまして来年の2月の引き渡しまでの工期でやった関係上、今までの経過においても、ただ戸別受信機の交換ではなくて、そういった内部的なもの、現地調査をやった関係上、戸別受信機は現在、今交換しているという状況ですので、消費税が改正になる前に完了できなかったのかというふうなことになるかもしれませんが、契約上2月までの工期でやった関係上、そういったことには至っていないという状況です。

2点目の、他の工事でも契約は同じかということで、消費税法の改正に伴って内容につきましては、9月末までの引き渡しを受けたものについては消費税率8%ということで、10月1日以降になれば、消費税率、納品されていないものについては、消費税率10%というふうな消費税率の適用の取り扱いがございませるので、そのようなことで、今回のこの工事請負契約、防災無線の工事以外についても、あらゆる契約関係については、その納品の日付によって消費税率は8%から10%へととなっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私、どうも解せないんですけども、日立国際電気の仙台の会社が請け負ったわけですけども、6月の議会の議決ですから、消費税の引き上げになる3カ月以上前ですね。浅川町と契約をしているわけです。それで発行しているわけです。例えば、その相手の会社が戸別受信機をその時点で購入していて、そして8%で購入していたとすれば、その分も浅川町が10%に上がった差額の2%も、相手方の会社に払わなくてはならないというのは、これはどうしてもおかしいんじゃないかというふうに思うんです。それで、当初の契約で、もちろんこの途中で請負契約の期間内に消費税の税率の変更があるというのは、もう予測されていたわけですから、それについても何か取り決めがあったというふうに思うんですけども、どういう取り決めがあったんでしょうか。伺います。

それから、2点目の、ほかの工事もやっぱり2%上げているんですかということなんですが、答弁を聞いていると10月1日をまたぐ工事については、2%増になるものもある、ならないものもあるみたいな、そういうニュアンスだったんですけども、どうなんですか、またぐ工事について、全て消費税10%で請負契約の見直し、変更をやっているんですか。

再度、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、1点目ですが、戸別受信機、6月に発注して早い段階で納品になれば、その分がかからないだろうということのおただしですが、戸別受信機の内容については、市販品と同じようなものを購入するというものではなくて、防災行政無線の区域がありますので、一つ一つ、どこの家庭にどの戸別受信機をつけるかということで、管理番号が一つ一つ内部的なものに組み込まれております。その実情を把握して管理番号の内容をその機械に組み込んだものを納品というふうになっておりますので、ただ市販品と同じように一定程度発注すればすぐ納品になるというものではない関係上、一定の期間がかかっているということで、その辺を含めて納品が10月以降、順次納入された状況ということで、その前に2%分を納品なれば払わなくて

もいいんじゃないかというふうにはなりませんし、契約自体が一本でやっていますので、そのようなことでご理解をいただければと思います。

また、2点目の、10月1日をまたぐ場合の消費税率は8%から10%ということで、工事請負契約に限らず、委託業務等を含めて10月1日を、私の説明がちょっと説明不足で申しわけないんですけども、10月1日をまたげば消費税率は10%になる契約となります。また、長期契約についてはならないケースもありますが、原則、基本的に成果品の引き渡し、これが9月30日以前であれば消費税率8%ですけども、引き渡しが10月1日以降になれば消費税率10%ということで、各種の契約関係については8%から10%にして契約等を変更、契約等を取り扱っている内容となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目ですけども、戸別受信機というのは、一軒一軒どういう周波数が適しているかということであつて、つくっているわけではないと思うんですね。というのは、業者さんがうちに持ってきましたけれども、いろいろ調整して、そしてこのところが一番入りがいいですねというようなことでやっているんですよ。だからうちに合わせたものをつくってきたわけではないんですね。もちろんそうですね。ですから、さっきの説明だとちょっと納得できないんですね。やはりある程度、既製品があつて、大体のところだったらこれで通用するというものがあつて、それを使って戸別受信機は設置しているんだと思うんです。ですから業者がそれを早目に10月1日以前に入手していた、買っていたとするならば、これは町は、そんな分は払う必要はもちろんないだろうというふうに思います。そして、今設置をしている業者さんには、10%でこれは払わなければならないから、その分について10%上げるという、これはわかりますよ。でも、10月1日以前にできた分についてまで浅川町が負担するというのは、これは何かおかしいだろうというふうに思います。その点について、町長、どういうふうに思いますか。

それから、この契約変更については、町からなんですか、申し入れたのは、それとも業者のほうから言ってきたんですか。それとも、当初の契約でそういうふうになるというふうになっていたんですか。その点を明確にさせていただきたいというふうに思います。

それから、2点目です。ほかのいろんな請負工事についても、9月前に終わったものはそれは当然8%でしょうし、10月から始まるものは10%だろうと思うんですけども、10月1日をまたぐ工事、6月から12月までかかってやるような工事について、これも全部10%で契約し直すんですか。そのところをちょっと明確にさせていただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 契約上、そうなっているので、いたし方がないかなと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、1点目の、その納品が仮に9月末までに納品になっていけば消費税率を支払わなくていいのではないかとありますが、戸別受信機の各家庭の設置については、確かに見た目については同じものが納品されているということですが、防災無線の放送形態、区域によって、行政区によってというか、区域を定めていますので、その一つ一つにそういった機能を、この無線機については、荒町行政区、その

他については大草行政区がその設定をしてそういった中身について、そういったものを計画的につけていますので、受信する電波だけではなくて、中の機械においてはそういった特定した区域を放送する場合のケースも組み込まれていますので、そういったものを製品として納品をしていただきました。実際、製品として納品になったのは、10月に入ってからうちのほうで納品受けていますので、それと市販品と同等のものがきているというのではなく、外見上は同じ物かもしれませんが、放送設備、放送区域の関係上、そういうふうにならなくて中身をきちんと整理をして納品されていますので、そのようなことで一定期間を要したということです。

あと、またぐ工事ですが、先ほども説明しましたように、10月をまたげば消費税率は10%ということで、これは国のほうからそういった通達、取り扱いの事例が来ていますんで、それによって契約に対して10月1日をまたぐ場合については消費税率は10%になりますよという、消費税の取り扱いで、町が独自に定めたものではなくて、あくまでも消費税の取り扱いということで、国から通知されている内容で取り扱っております。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） どうも、答弁がよくわからないんですが、町長は契約はそういうふうになっているんだというお話でありましたけれども、6月の議会でこれを審議した際に、10月1日から消費税が10%になる予定なので、それが実施をされた場合には、この請負契約は8%じゃなくて10%で再度契約変更になりますよなんていう話は一切なかったですよ。なかったですよ。契約になっているというんだしたら、何で、そのとき説明しなかったんですか。契約になっていなかったから、そういうこと言っているんじゃないですか、今。どうも何か、わからない。

それから、ほかの公共事業についても、またいでいけば全体が8%じゃなくて10%で計算し直して、契約の変更をやるんですかと質問をしているんだけど、どうも何かはっきりした答えがないように思うんですね。どうなんですか、その辺、明確に教えてください。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、先ほど申したのは、当初は、契約は8%でございます。そうですね。それで、10月1日から2%上がりまして10%になりました。そういう観点で、私は10%を支払うことになっておりますので、そういう答弁をさせていただきました。

○9番（上野信直君） 私がお尋ねしたいのは、10%を支払うことになっておりますのでと言うんですけども、契約上、どこにそんなのがあったんですかという話をしているんです。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当初は8%でした。それで10月1日から10%になりますので、消費税関係、先ほど総務課長が述べたとおりに、消費税の関係上、10%を上げました。10%になりました。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） この消費税の改正については、6月時点では8%から10%になると、そういうふうな方向づけの情報はありましたが、正式に10%になるというふうにはなっていないと記憶しているんです。あくまでも契約時点においては8%で消費税については契約を締結させていただきました。その後、消費税率が8%から10%に国のほうで決定をしましたので、その決定に基づきまして、国のガイドラインですね、消費税の改正に伴う各種の契約についての取り扱いが示されましたので、それに基づいて、今回、8%から10%に

させていただいたということでございます。契約が10月1日を境に10月1日以前から契約をしていたものが、10月1日以降になっても消費税率が上がるのはいかがなものかという、どういうことなのかということなんです。継続しているものについては、消費税8%から10%に変更契約をして消費税率をお支払いするというふうになります。10月1日時点で契約継続中のものですね、消費税10%として契約をしております。

私の説明がうまく伝わらない部分がありますが、あくまでも成果品の納入が9月末までであれば消費税は8%でお支払いしますが、10月1日以降、10月1日以前から契約して継続しているものについては、ガイドラインに従って消費税は10%でもってお支払いをするというふうな取り扱いで対応しています。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 課長が言うのは、いわゆる国のガイドラインに従って、そういうまたぐものについては、こういう形で2%増にしなければならなかったんだと、こういうことなんですか。

それと、この今まで発注した工事の中にも9月1日契約や、それからそういう工事が何件かあるんですね。それも結局こういう形で議決をしなくてはならないということになるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今、お話あった具体例ですが、今回は5,000万円以上の物件ですので、議会の議決が必要だということですが、議会の議決を要さないその他の契約、今話された10月1日以前に工事発注されたものについても、同じように消費税率は見直して変更契約という手続きは踏んでおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、例えば、この提出した資料1によりますと、道路新設設備工事ということで、高田工業がやっている大明塚背戸谷地線なんか、9月1日に工期が始まっているんですね。だから、こういうことなんかは、やっぱり議決の5,000万にはならないんだけど、こういう報告されているそういう物件についても、これとこれはそういう形になりますというぐらいの報告がないと、これもうまくないのかなと思うんです。例えば、この中では、250万円以上ということになっていますけれども、町営住宅の外壁及び屋根修理、それから道路新設舗装工事、この2件が9月の段階ですね。もう一件ありますね、磐城浅川駐車場線の排水管布設工事、これは一般会計ではないでしょうけれども、そういうものまで出てきているんです。そういうものも、この議会、5,000万以上だから議会にはかけるものなだけで、2,300万程度のもの、やっぱりそういうガイドラインに従えば、そういうことになるというふうに理解しなくてはならないんですね、このもらった入札の結果表も、そういうことなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今、おただしのおりでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければこれで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第70号 浅川町防災行政無線設備戸別受信機整備工事請負契約の一部変更についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、議案第71号 令和元年台風第19号の暴風雨による災害復旧事業に要する経費の分担金を免除することについてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） この分担金を減免する事由のところなんですけれども、令和元年台風第19号の暴風雨による河川の決壊等により被害を受けた農地については、分担金の全額を免除するというふうに書かれているんですけれども、この河川の決壊などというのには、その農地の裏山が崩れて土砂が流入した災害復旧、それも含まれるのかどうか、その確認の意味で質問させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 含まれておりません。なお、補足説明を課長よりさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 河川の決壊等のこの等の意味ですが、いわゆる堤防の決壊のほか、決壊しないところでも、そういう河川の増水による氾濫により冠水した農地とかにもという意味で、決壊だけですと小貫と福貴作だけということになってしまうという観点から、増水して堤防を越えた水、いわゆる氾濫地域においても、そういう農地については分担金を免除したいという意味合いでございます。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） しかし、災害は皆さん同じ被害をこうむっていると思うんですよね。今回のやつで河川決壊に伴ったものだけを対象にするというのは、ちょっと私、それは不公平ではないのかなと思うんですけれども、これは何か国のそういう通達、そういったものに沿ってのこの減免の理由なんですか。その辺ちょっと確認したいんです。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 国の通達等では、そういうはありません。町の各市町村それぞれの考え方で。他町村においては、分担金をそのまま徴収するところもあれば、免除しているところもあるようになっております。今回、浅川町では、今回の河川のところの被害については、土砂の流入等がいわゆる何と申しましようか、もらい災害といいたいまいしょうか、そういったところで、個人分担金を徴収することについては、ちょっとある意味、その農地の場所によって負担金の額が変わってしまうとかということになるものですから、今回、この河川の部分につきましては、減免、全額免除したいというような考えでございます。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 河川の堤防決壊による、この被害を受けた農地は大変な状況であって、そこを細かく線引きして、おのおの負担金のそういうものを算出が非常に困難だと、多分、そういう理由からかなと思うんですけれども。

例えば、山間部ですね、農地で裏山、あるいはのり面が崩れてその下の農地に土砂が流入した、そこは従来のその条例に基づいて、個人の受益者負担金を徴収という考えなんでしょうけれども、しかし、果たしてそれで被災を受けた農家の方たちは納得しますか。何で河川、川のほうのだけそういう形で全額減免して、そういう別な農地の災害復旧については従来どおりいただきますよという、それは、相当、説明責任が大変だと思いますけれども、それを承知の上での条例、この分担金免除について定めるということなんで、その辺は踏まえてこういうものを策定するということでよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 提案理由の説明の際に、私、補足説明した際に、今まで浅川町の農地に関する個人負担、分担金については補助事業分については補助残の半分、あと単独分については40%が自己負担分ということで、従来より個人負担、分担金を徴収しておりました。では、これについて将来的にもこれをこのまま続けてこのとおりということだと、今回の河川の災害については、浅川町でも初めてのような災害で規模も大きかったということにおいて、ここの河川の決壊等による災害については、今回限り、減免したいということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私は補正予算でやろうと思ったんですけれども、今、出ましたもので、個人の負担の問題が出ましたので、お伺いしたいと思うんですけれども、いわゆる、河川等が、堰堤などが壊れてそして被害が出た、そういう農地については町が負担し全額やると、あるいは農地のところの河川が崩れ落ちて、なってしまったというようなものについては、河川で工事でやる、こういうことになるんで負担はなし。しかし40万、国のこの農水省のガイドラインというか、復旧の手引、農家に配った手引の中には、1カ所40万円以上であれば国の災害復旧事業の対象となりますということで、土砂の崩れやそういうことについても、これは農道というふうになっていますけれども、ここの場合には。しかし、町の場合はそういう比較的大きなそういうものについては負担なしで何とかやっていくというふうの説明を私は受けたような気がしたんですけれども、そして、それ以外については、個人はもちろん努力するわけですが、そうでなくて、やっぱり重機なんか

を頼んでやらなければならないような仕事については、町が認める承認したものに対して6割の補助は出すと。こういうふうには感じていたんですけども、その辺はどうなんでしょう。もちろん、用水路や農道の崩壊、こういうものについてはもちろん負担はないわけでありましてですけども。どうですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、国庫補助の対象になる災害につきましては、いろいろなルールがありますけれども、1カ所40万円以上というのが1つの要件になっております。そこで40万円にいくかいかないような小さい単独事業につきましても、今回の、一部、小災害復旧事業ということで、町のほうで、災害要件に当てはまるんだけど金額が満たないようなところにつきましては、町の単独事業のほうで対応したいと考えております。そのほか、災害とは言えないようなところという表現もあれですけども、結局、農地の土砂の流入につきましては、一定の厚みのルールがありまして、それに満たないものについては、営農のほうの、また別のソフト面の取り組みもありますので、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、私も一般質問でもありましたけれども、認識としてはちょっと間違っていたんですね。いわゆる小規模なものについては、基本的には、町は10分の6でやりたいと。これは、その代わり、町が承認したもの、いわゆる確認のルールがある、その部分に基づいて町が承認したものについては10分の6助成をするという、そういうことになるんだということなんですか。

それと同時に、激甚災害、何ていうんですか、もうこの文書の中にも、どこかに激甚災指定になりましたのでなんていう文章もありますけれども、激甚災がまだ指定されないんだという建設課の説明なんかもありましたけれども、激甚災が指定になって補助率が上がった場合に、こういう小規模なものについては、そこに及ばないんですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 激甚災害につきましてはの取り扱いですが、通常より補助率が上がるようございます。農地につきましては、その手続は今後やることになります。それから、先ほど40万円以上の話ありましたけれども、結局、国庫補助金の40万円の補助率のほうの手当が厚くなるということですので、単独事業につきましてはそもそも補助金がつきませんので、補助率云々は、小災害、40万円未満のものについては、補助金のことは、関係、対象外のことでですけども、いわゆる40万円以下で、13万以上40万円未満のものについては、単独事業のうち、ちょっと先ほど言いましたけれども、小災害復旧事業ということで、別な手当いわゆる起債をして、借金をして、その交付税措置があるというようなことで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私の頭でわからないんですけども、いわゆる最後のくだりの別な手当、別な交付税のそういう交付があるというふうなことは、私の質問との関係では、この激甚災が指定になれば、そういう町に対しては、そういう交付金の交付なんかも含めて歳入がふえるという、そういうことを言っているんですか。私が聞きたいのは、いわゆる町が承認した工事に対しという、この小規模なものですね、これについてはもう

どんなことが、どんなことがという言い方ですけれども、10分6、4割は補助の負担だと、受益者の負担だということでは揺るがないと、そういう方針だということなのですか。

それと同時に、もう一つの問題としては、この事後、何ていうんですか、交付というんですか、今度の災害については、国も柔軟な対応を市町村に求めていると思うんですけれども、例えば、一定の小規模ではあるんですけども、自分たちで直せる、そういうものについては、状況を写真に撮って、一定のこの概要というんですか、メートルなんかもはかりながらやれば、それは事後承認という形でオーケーということになるんですか。というのは、公共事業の単価で工事、補助金もらわずやってもらう、そういうことになりますと、測量から設計から非常に大変なお金がかかるんです。例えば50万かかるということになれば、そのうちの10万ぐらいはそういうものにかかってしまう。そうすると、事業者が後からいろいろ話したときに言ったんですけれども、そういう公共事業でやらなくて、私のところに直接これこれこうだというふうに申し込んでもらえれば、もっと安くできるんですよ、本当は。こういうふうに本音の話を聞いたんですよ。だからそこら辺は、設計とか測量とかそういうものもきちんとしていなければ該当しないということになるわけでありまして、そのルールという点で。確認のルールという点で。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、今回の災害復旧事業の考え方でございますけれども、今回の議会に議決を求めておりますその分担金につきましては、繰り返すようではございますけれども、河川の決壊等によって受けた流入土砂等が主なものになりますけれども、そういったところの災害復旧工事については免除をしたいということでございます。そこで、その流入土砂についても、小規模なものについては40万円いかないものがあります。そういったところにつきましても、町のほうで基本的には対応したいと考えております。ただ、それも、もっと災害にならないような農地の土砂流入もあるかと思っております。そういったところにつきましては、別な、先ほど言いましたソフト面の対応というので考えております。この農地等の災害復旧事業負担金の6割を補助というのは、災害復旧事業の農地の個人負担金は60%を補助するということになっておりますので、そういった個人、町が発注して4割を徴収するというほかに、地元行政区さん、区長さんとかが発注していただいて、それの、かかった費用の60%を補助するというやり方もあります。そちらのほうの地元発注分につきましては、見積もり等から金額を算出することになりますので、それについては、一応、確認をさせていただくような形はとらせていただいております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 何点かお尋ねします。

免除の件数と総額、これは推定でどのぐらいになるのか伺いたいです。

それから、確認なんですけれども、これは町独自の免除措置であって、これに対する国や県からの補填というのは、当然ないですよね。確認させていただきたいと思っております。

それから、先ほどの2番議員も疑問を呈しましたがけれども、今回の適用が河川の決壊または氾濫、これによ

る被害の復旧工事だということでありましたけれども、では、例えば、ため池が決壊して、河川ではなくてため池が決壊して下の田畑が甚大な被害を受けたなんていうのは、対象にはならないんですか。あるいは、ため池ではなくて水路の場合はどうですか。そういうふうに考えたならば、どうも何か基準が曖昧過ぎるような気がするんですよ。やはり、被災者の方で、何であそこはなっとうちはならないんだというのが出てくるような、私は気がするんですけども。執行の一番大事なのは、町民の間で公平にみんな扱わなくちゃならないということなんですけど、どうも今の基準で言うとその部分が怪しいんですよ。その点について、どのようにお考えですか。伺いたいと思います。

それから、答弁の中で、災害にならないような土砂の流入という言葉があったんですけども、私ら大雨が降って土砂が流れたら、みんな災害だというふうに思っているんですけども、災害にならない土砂の流入というのはどういうものをイメージしているのか。これについては、他のソフトで対応するということなんですけれども、そういうものは今回の免除規定ではなくて、他の事業で実質的に免除のような形にしていくということなんでしょうか、伺います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、件数と金額でございますが、まず、農地の当初の被害状況をまとめたところで、約97ヘクタールほど被災面積があるように、まずは取りまとめております。約400筆がそれに該当するのではないかとこのところ、金額につきましては、ちょっと概算でも仮に補助事業として事業費1億円ということになりますと、個人負担が約2%として、200万ぐらいになるかと思えます。

それから、国、県からの補填については、ないものと承知しております。

それから、災害の定義、ため池の決壊等によるものとかの場合につきましては、ため池の災害復旧事業は基本的に農業用施設ですので、個人分担金は発生はしません。

それから、そのほか、水路関係からのところでございますけれども、実際にそういう小規模な河川とか水路、そういったところでの災害というのは、ちょっと最初、そういった土砂流入とかというのを想定しておりませんでしたけれども、そういった水路とか社川以外の河川でも、そういった流入土砂による災害になるものであれば、今回の減免の対象とは考えております。その災害にならない土砂の流入というのが、先ほどちょっと言いましたけれども、土砂の流入厚につきましては、5センチ以上のところが、災害復旧事業の対象となるという国の基準が設けてありますので、そういったことでの災害復旧事業のその定義としては、そういったことで表現させていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目の免除の件数は、面積と筆数ですね、これで説明をいただきました。概算は幾らぐらい必要なのかというやつは、国のほうの補助率もまだ確定していない状況ですので、それによって大きく影響されるわけですから、まだはっきりしないのは理解できました。

これは、あくまでも浅川町の単独の事業であって、国、県からの補填はないということでありました。わかりました。

3点目、河川の決壊、氾濫に限るといような、先ほどやりとりがあったような気がしたんですけども、

私が聞いたのは、ため池の水が、ため池が決壊して、そこから水が流れて、その水によって田畑が被害を受けた場合、その復旧の費用というのは、この個人負担の分の免除の対象にはならないのかということで聞いたんです。ため池を直す費用じゃなくて。でも、実質的には、その後の答弁で、小規模な河川とか水路があふれて被害が生じた場合でも、これも対象にするということで、当初の河川が決壊、氾濫、これだけだというのは、実質上は後のほうで直された、訂正されたような形になったのかなというふうに思います。河川だけじゃなくて、小規模の河川、あるいは水路の水があふれてこういうふうな被害が発生したというのも対象にするんだよということでありましたので、かなり変わったのかなというふうには思いました。そういう理解でよろしいでしょうか。

それから、先ほども話に出ていた、例えば、今回の豪雨によって山が崩れた、土手が崩れた、そして田畑に土砂が入ってきたというようなものは、今回のこの規定の免除にはならないけれども、他のメニューによってやはり同じような免除、実質的に免除するような措置が図られると、このような理解でよろしいのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 河川が決壊等以外の災害につきましては、従来どおりの費用負担の考え方ということでございます。ですので、山側のほうの農地の崩れとかにつきましては、地権者というか土地の所有者の方の確認をいただいて、事業取り組むこととなりますけれども、基本的には、40%の自己負担、単独事業につきましては、補助事業については補助残の半分を負担していただくような形となります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 当初は、この免除は、河川が決壊とあと氾濫、この2つの事象によって生じた田畑の被害について分担金を免除をする、復旧工事の分担金を免除するということがあったんですね。でも、やりとりの中で、小規模な河川や水路が決壊、氾濫、こういうものも対象になるというふうなお話でしたよね。その点、ちょっと確認をしたいと思います。

それで、そういうふうな話だったんですよ。それで、小規模な水路や河川まで対象にするんだったら、何で大雨で山が崩れた、土手が崩れたという人の被災者は区別するというと、なかなか明確なその根拠がないと。どっちも大雨による被災者だというふうに、私思うんですけども。そうしたらば、それは、またやりとりの中で、ほかのメニューで、ソフトで対応するんだみたいな話だったので、あ、そういう人たちは何か別の事業で救済されるのかなというふうな理解をしたんですけども、そうじゃないんですか。確認させてください。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 河川の大小は問わず、まずはそういう被害があれば、今回減免の対象にしたいと考えております。その土砂の流入等をまずはちょっと想定して対応、今回提案しておりました。いわゆる、そういった河川からの土砂流入については、いわゆるもらい災害といいたいでしょうか、その土地の場所によって被害のところが、いろいろな場面で違ったところが出てくるものですから、今回は、この河川の水についての被害のみを減免の対象とさせていただきたいということで、提案しているところでございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「すみません、ちょっと答弁漏れ」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 答弁漏れなんですけれども、課長は大小の河川とあわせて水路というふうにも言ったんですけども、水路の決壊云々かんぬんにも、それは適用になると言ったんですけども、さっき、今の答弁では水路が抜けていたんですけれども、どういうふうになるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 水路のほうも、河川として取り扱いたいと考えております。

山側の別メニューということについては、そういったメニューのほうの要件になっていけば対象とはなりませんけれども、その際は、ご相談いただければと思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 2つほど、提案とお願いも含めてなんですが、前回行われた全員協議会の中でも、質問したときに、こういうどのような補助金メニューがあるんだと質問したときに、一切、そのときはないという、そして、再質問で、他町村じゃこういうのあるよと言ったら、いや、そういうのはあると。質問されなければそういうメニューが出てこないというのが、また今回もそうなんです。ですから、今10番議員が持っている資料、農地に対しての補助金が出るよという、こういうガイドラインが出た資料、これは出たのであれば、やはり今回の議会が始まる前に、こういう補助金メニューのやつが出ましたよと、各テーブルにあるべきものじゃないかなと私は思いました。だから、皆さん、質問できないですよ、これ。

そういうものも含めて、そういうのを改善していただきたい。それは町長にもお願い。そして、できれば、さっきから言っている河川の決壊等により受けた被害も、これは今回、争点なんですけれども、これに入らなかった人も、ぜひ、町長、農業の継続とかを考えれば、町独自でもいいですから手厚い保護をしていただきたいなと思います。

以上、2点。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） さまざまなご意見をいただきましてありがとうございました。

まず、この先ほど農家に配ったガイドラインですか、本当に提出すればよかったなと思っております。帰りになっちゃいますけれども、農政課のほうにあると思います。配ります。

それと、町で単独事業、単独で補助できないかということなんですけれども、今回の災害、私、町民になるべく自己負担のかからないような対応をしております。それで、自己負担かかれば、さらに町で今、この半分の自己負担を提案しております。今後とも、工事をするに当たって、さまざまな問題が出てくると思います。さまざまな問題点を解決して、話し合っていきたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ぜひ、町長、お願いします。農家の方が、あそこはこういう被害でもらえたんだと、負担なかったんだと。いや、おれのほうはだめだったと。浅川の農家の中で、その何ていうのかな、分かれるような、そういうことがないようにやって、手当てをしてあげてください。あとは、先ほど言った資料に関しては、昼休みにぜひ、あるのであれば、上げておいてもらえればなと思います。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 答弁は。

○8番（須藤浩二君） 答弁はいいです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければこれで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） まず、最初に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 賛成の立場の討論であります。今、お願いしておるように、未曾有の災害であります。ですから、町長は、本当に受益者負担のかからないような、本当に離農しないような、そういう方向をやっぱりきちんと町はやると、こういうふうなことも言っているわけですから、いわゆる小規模な工事についても、いろいろ事業なんかも精査しながら、例えば、多面的事業や、中山間でできるような、そういうものもあれば、そういうものも該当して、実際上の無償にしていくということも含めて、課長はほかのメニューが云々と言ったのは、それを言っているんだと思うんです。ですから、ただ話を聞いていると、何かちょっとなかなか理解に苦しむようなところもあります。

しかし、やっぱり原点に戻って、その負担をかけないということで、一定の規模であれば40万以下であっても、もう受益者の負担をかけないというそういう原点に立って、ぜひ、農政課に命じて努力していただきたいなということを強く要望しながら、本当にそのご苦労は大変なものだと思うんですが、頑張ってもらいたい。こういうときこそ、我が町の職員の真価が問われるわけでありますから、以上、申し上げて終わります。賛成者の討論とします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第71号 令和元年台風第19号の暴風雨による災害復旧事業に要する経費の分担金を免除することについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため1時20分まで休憩といたします。

休憩 午後 零時20分

再開 午後 1時20分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第15、議案第72号 令和元年度浅川町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 質問いたします。

ページで申し上げたいと思います。ページの6の歳入の欄で、固定資産税が約9%伸びていると補正されておりますけれども、9%、概して言えば1割ぐらいは税金が伸びた、税収が伸びたということなんですけれども、これはどういうことが起因しているのでしょうか。そのことが一つであります。

それから、ページ6、国庫支出金の前年度の26.7%の歳入を見込んでおるんですが、激甚災に指定されれば、もっと多くなるだろうと、こういうふうに言われています。どの程度多くなるんでありますか。そして、多くなればそれだけ町の負担、そういうものも減るわけですから、またこの次の補正の中に出てくるのかなと思うんでありますが、その金額等は動くのかということであります。

3つ目には、この現年災についても同じように、いわゆる激甚災が指定されればどういうふうなものになっていくのかという動きですね。

4つ目には、マイクロバスの購入費が1,000万円減になっています。これは、今のマイクロバスのことを指すんだと私は思うんですけども、購入して何年になるんですか。何か団体で行った際に故障があって、どうのこうのという話なんかも聞いたんですけども、町の人たちが利用するわけでありまして、途中で故障によって大事故なんかが起きたりすれば大変だと、そういう安全ということを考えれば大丈夫なのかと。きちんとそういう調査なり、もう寿命ですよなんていうことは言われていないのか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

それから、これはさっきの農地の問題でやりましたので、省略します。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 1点目の固定資産税の増額の件につきましては、当初見込みより設備投資による償却資産がふえたことによる増額となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長。

○建設水道課長（八代敏彦君） 15款1項3目災害復旧事業費国庫負担金のうち、公共土木施設災害復旧費負担金のご質問でございますが、現在のところ国のほうでは激甚災害には指定されておりますが、補助率のほうについては、1月以降確定されるかなというふうに思っております。

国の支払い総額が決まっている以上、各町村の災害の査定状況を踏まえて、配分の率が決まってくるのかなというふうに考えております。3月の議会において、補正でこの額の確定がされるかなと思いますが、現在のところおおむね80%程度を見込んでおります。

補助金で充当されない分につきましては、地方債で100%借入れをすることができますので、その分は後年度交付税によって全額充当されるので、町分の持ち出しはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） マイクロバスの購入の件というおただしですので、ページ数でいきますと10ページの2款総務費4目財産管理費におけるバスの購入費の1,000万円減のおただしと思いますが、先日故障があったのではないかとということですが、確かに故障はございました。それは、通常的車検等で確認できる部分ではなくて、エンジン部分からロッド部分にエンジンの駆動を伝える部分のビス、これが経年劣化によってエンジンがタイヤのほうに駆動されなかったということで、通常的点検、車検等ではそこまで確認はしていないものというふうに思ひまして、そういった通常にはない分の消耗分もあるかと思ひます。

安全は大丈夫なのかということですが、走行距離についてはまだ30万キロに達していないということで、いろいろ意見を聞きますと、バス、そういったものの運転時間ですと、目安として100万キロまでは十分対応可能だと。ただ、年数もございますので、一概に距離数では判断できないということですが、その辺の安全等は車検等においても確認はいただいておりますので、自動車でありますし絶対とは言えませんが、定期点検等を十分確認し、車検等で確認をしていただいで安全な状態で運行したいというふうに考えております。

購入年度については、現在、手元に資料がちょっとございませんが、その点についてはご了承いただければというふうに思ひます。

それなので、今現在のバスについても、まだ運用可能であるというふうな判断のもとに、今回についてはやむを得ず、災害関係もございまして、バスの購入を見送ったということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 税務課長の設備投資の増による、これは法人とか個人とか、その辺はどういうふうにかこれにはね返ってきているんですか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 主に事業所の分でございます。

○10番（角田 勝君） 主に事業所ということですか。

○税務課長（菊池三重子君） はい。

○10番（角田 勝君） じゃ、法人の事業所ということですね。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる国庫支出金の問題で、農政課は起債のそういうもので計上してというふうなことがちょっと説明があったかと思うんですけども、これはやはり建設課と同じ計算等、そういう見通しなんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 農地農業用施設の災害復旧費の国庫補助金でございますが、当初時点では確定ではありませんでしたので、基本的となる基本の補助率、農地が50%、農業用施設が65%で、まずは計算しております。

最終的には、激甚指定となっておりますので、農地、農業用施設とも90数%の補助率になるものと思われま

す。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

終わり、3回。

〔「あ、そう」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑ありませんか。

5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 農政課にお伺いします。

支出の中で、まず17ページ、農業振興費、水田農業振興費の中にどこを探してもないのが今回、町であれだけの災害が起きたときに、浅川町は、あの地震で9年間田んぼづくりに塩カリとか入れてセシウムをなくすように一生懸命頑張りました。そこで、間もなく検査もしなくてもいいんじゃないかというぐらいまで来た矢先、今回また水が流れて泥水をかぶって、そのときに町の農政課ではもう2カ月になるんです。ですから伺いますが、田んぼのセシウム検査とかしたのかと、それと今回水害になったときの除草剤、肥やし、農耕用オイル、石油、ガソリン、その他農家が使っている薬剤など流れてきたと思われま

す。泥の中に入ってしまったのが現実だと思います。今まで9年間農家はそれなりに努力して、塩カリをまいたりしてセシウムをなくす努力をしました。来年度、米づくりをするのに、まず浅川町としては、土壌検査をすべきではないかと思いますが伺います。

それと、グラウンド、あの土、それから、あそこではいろんな子供、いろんな人がスポーツします。そのときの検査もやはりやらなくちゃならないかと思

います。それと、そのときの泥、それはどこにも書いていないのですが、フレコンバックに入れて安全なところに保管すべきと思いますが、そういう予算は資料に書いていないのですが、どこにあるのかお伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、土壌の検査についてですが、まず県が主体となってやる土壌検査が、先週ごろ、実施方針について各市町村に連絡がありまして、今、ちょっとその内容について確認をしているとこ

ろです。放射物質というか、セシウム等の検査のほか、肥沃度、泥の流入によつての土壌分析というのを県内で数十点になるかと思いますが、そういう検査を県のほうで実施するようになっております。

先ほど資料配りましたけれども、基本的に農家さんの土壌分析に土壌診断という意味で資料の中に、17ページなんですけれども、こちらのほうに3番の支援対象として、土壌診断等について支援しますというようなことが記載があります。これを受けまして町のほうでも17ページの持続的生産強化対策事業補助金の一部として、ここに助成、補助金のほうの予算を計上して対応したいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 町民グラウンド関係ですが、25ページの社会体育施設災害復旧費の15節の工事請負費の中で、工事を予定しております。この中で町民グラウンドに堆積した土砂につきましては、全て撤去して、なおかつ、砂を入れてならして、グラウンドを使える状態にしたいというようなことで進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、岡部宗寿君。

○5番（岡部宗寿君） 農政課の話はわかりました。

ただ、これはセシウムとかそういうのは入っていないんだよね、今回の土砂の件については、私が言っているのは、農家が今まで9年間かかってセシウム対策をしてきたわけじゃないですか。わかりますか、皆さん余計な仕事をやっているんですよ、塩化カリウムまいて、肥やしとね、それをやっていたら、普通だったら来年からいいんじゃないかぐらいまできたのに、またこうなったわけだ。そうしたら、今回は河川の水とか、山、池、ダム、そういった水が今回きたから、改めてそれはそれではかり直すことが必要じゃないかということなんです。それで、県のほうに言っていただければ、そういった検査する機関がありますので、ここがそうですね、やると思いますので、一応町としてもそういうことをしてもらいたいと、安心して、農家が、町長が浅川町の米はうまいからそういうものを買ってもらうには、町独自にそういうこともやっているんだということ、早急に農政課のほうでやってやってください。お願いします。答えはいいです。

○議長（円谷忠吉君） 答弁はいいですか。

○5番（岡部宗寿君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありますか。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 質問いたします。

予算書案14ページの災害救助費の需用費の修繕料、被災者住宅応急修理のその内容と件数、それ補助率はどうなのか。それをお聞きしたい。

19ページの8款5項1目の住居管理費の負担金補助及び交付金浅川町生活環境改善サポート事業について、説明では、浸水住宅への補助ということだったんですが、これは大体何戸ぐらい対象になって、1戸当たり補助率はどうなのか、これをお聞きしたいと思います。

続いて、10款教育費の2目教育振興費の需用費652万9,000円、教師用教科書購入という説明だったんですが、

教師用教科書とはどのようなものなのか、その内容をお聞きしたいと思います。

それと、21ページの10款教育費のほうで、15節の工事請負費の内容をお聞きしたい。

25ページ、11款災害復旧費の中の社会教育施設災害復旧費の15節工事請負費、4,000万の機械、あるいは土砂撤去の話があったと思うんですが、これらの地方債が4,620万ですが、ないですね。これに対して国からの補助は該当にならないんですか。その点をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 3款3項1目災害救助費の11の需用費の修繕料の件でございますが、この修繕料の中には2つの修繕料が合わせて含まれております。

1点目につきましては、簗輪団地を無償仮入居させているということで、一応5戸の予定で退去したときに町のほうで全ての修繕を行うということで、250万ほど、1戸当たり50万掛ける5戸ほど計上しております。応急修理、一般住宅の被災住宅に係る応急修繕料ということで、これは個人の住宅の修繕に係るものについて、補助金ではなく町で直接業者のほうに修繕料を払うというふうな制度になっております。これは、県の災害救助費の中で、一部損壊住宅以上の住宅については早く自宅に戻ってもらうという意味で、自宅の応急修理について県のほうのお金のほうが出ております。半壊については、59万5,000円上限で、かかった費用の100%が県のほうから補填をされます。一部損壊につきましては30万円で、これも上限30万円までは県のほうの補助が出ます。

予算ですが、半壊は59万5,000円掛ける12戸、一部損壊につきましては30万円掛ける7戸の210万、合計で924万円で、924万円分は一般家庭の応急修理のほうで、一般家庭のほうにかかった費用の分を町のほうから直接業者さんのほうに支払う、そういう制度になっております。

次に、8款5項1目の19負担金補助及び交付金につきましては、生活環境改善サポート事業の補助金でちょっと答弁させていただいておりますが、町の今行っている生活環境改善サポート事業、これにつきましては上限20万円、2分の1が補助ということで交付をいたしております。今回の災害に対しまして町のほうとしては、災害に関する修理については、備品等除いて全て適用させますということで、補助金の上限を30万円、補助率を4分の3ということで上乗せの補助をしております。予算計上されているのは、20戸分の30万円で600万円ほどの補助となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

教育振興費652万9,000円ですが、教師用指導書はどんなものかということですが、学校で教師が授業を行う際に、授業前に教師は教材研究というのをを行うんですが、教師が授業について研究するときの手引のようなそういう物になります。例えば、こういう授業の展開の仕方がありますよとか、いろいろ授業の例などが載っております。そういったものを使って、事前に授業前に研究をしております。

教科書につきましては、教科書は4年に1回改訂されます。中身が変わります。それで、来年度より使用する教科書、これが改訂されますので、教師用指導書も買い換えなければならないということで、今回昨年度になかった金額が計上されております。

それで、教師用指導書なんですけれども、1冊当たり大変高額になっておりまして、全学年、全教科分を購入しますと、かなりの金額になります。さらに、この金額の中には、教師用のデジタル教科書という物も含まれます。教科書の内容がデジタル黒板、大きな画面を使いまして、教科書を拡大された画像で見ることができます。子供たちにとって授業がわかりやすいものになってきます、そういったソフト、デジタル教科書のこれも含みます。特に特別な支援を必要とする子供にとっては、大きな画面で視覚に訴える授業を行うことで、よりわかりやすく、効果が大きいというふうに言われております。4年に1回の教科書改訂ということで、デジタル教科書も含まれて、このような金額になったということです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） 補正予算書の21ページの一番下の段、こども園費の工事請負費150万円なんですけど、こちらにつきましては、園庭から見ましてバイパス側、俗称前山と言っているんですが、そちらの前山の間伐を予定したいと考えております。平成30年度事業で、園庭に遊具を設置しました。遊具設置する前からなんですけど、あそこ、園庭が日当たりが非常に余りよくなくて、今の時期ですと非常に、朝はもうパカパカ、今ごろ2時ごろになるともうグチャグチャになっちゃうんですけども、コンディションが非常に悪くて、園児が日中遊ぶ環境改善のためにも、間伐をしたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 補正予算書、25ページの11款3項1目の社会教育施設災害復旧費でございますが、こちらでの財源内訳で、地方債4,620万円という計上でございます。こちら、単独災ということで起債の計上でございますが、公立社会教育施設につきましては、国のほうで公立社会教育施設災害復旧費補助金というものがございまして、その該当になる要件がございまして、一つは、激甚災害に指定されること。もう一つは特定地方公共団体に指定されるということが、要件がございまして。

特定地方公共団体の指定につきましては、例年、2月から3月ごろに指定がされるということでございまして、現時点では特定地方公共団体の指定にはなっていないので、公立社会教育施設災害復旧補助金の決定には至っておりませんので、今回、単独災ということで地方債の予算計上ということでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） 前山の間伐、遊具設置してやった結果だという状況になると思うんですが、こども園建設のときにあわせてやれば、こういう工事はやらないですんだと思うんですが、できればこの工事が多分終わってからなんですけど、子供たちが自然に親しむというようなことにも活用できるんじゃないかなと思うんですが、それはそれとして、やってもらおうと思うんです。今、岡部課長が説明した町民グラウンドの災害復旧、指定になるかどうかかわからないけれども、指定になる可能性があれば、当然補助金あるいは起債になるということよろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） こども園の園庭から見てバイパス側、俗称前山のところにつきましては今後

検討したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 特定地方公共団体指定になれば、町の負担分が少なくなるものと思われます。

なお、指定になった場合は、3月の補正で対応するというところでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○3番（会田哲男君） はい。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） 補正予算について幾つか質問させていただきます。

まず初めに10ページ、2款1項4目財産管理費の13節委託料200万円、浅川町個別施設計画策定業務委託料ということで計上されていますが、この具体的なその計画の内容についてお答えをお願いいたします。

それから17ページ、6款1項4目水田農業振興費の11節需用費、消耗品費483万2,000円、これは例年各農家に配っている塩化カリの購入費だと思うんですけども、それに関連して全量全袋検査、放射能の検査ですね、今やっていますが、令和2年度以降どういう形になるのか。以前から抽出検査に移行するのではないかという話も出ておりますが、現時点で結構ですので、来年度からは検査体制というのはどうなるのか。ことしの福島県全体の検査結果によって、県が判断するんでしょうけれども、その辺と、浅川町おおむねもう全量全袋検査が終わったと思うんですけども、検査結果25ベクレル以上のその袋があったのかどうか、その辺もちょっとお答えいただきたいと思います。

それから、同じく17ページの畜産費の13節委託料、農業系汚染廃棄物一時保管場所の撤去委託料31万3,000円計上されていますが、これは放射能による汚染稲わらの一時保管場所から、その稲わらを撤去する委託料の計上だと思うんですけども、浅川町の全ての汚染稲わらというのは、もう搬出は完了したんでしょうか、その辺のところもお聞かせください。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 初めに10ページの財産管理費、4目の200万円の委託料ですが、これについては浅川町公共施設等総合管理計画、平成28年5月に策定しております。これに基づきまして、公共施設における個別施設計画の策定という項目を委託する予定でございます。200万円については、今年度につきましては計画の準備、資料の収集、それらについて準備段階の作業の委託の費用を計上させていただきました。実務的には、次年度、令和2年度において公共施設における個別施設計画、これらについての見直し関係についての委託を委託業務として取り組む予定でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 全量全袋検査の今後の見通しでございますが、5年間基準値を超えた物があり

ませんので、来年から抽出検査になると思われます。抽出検査の方法については、現在のところまだ情報提供はありませんので、どのような形でやるのかもちょっとはっきり把握できていない状況となっております。

なお、25ベクレル以上の袋数につきましては、ちょっと正確ではありませんが10袋程度あったものと理解しております。

それから、畜産費の農業系汚染廃棄物の撤去委託料、これにつきましては、町内の6カ所で汚染稲わら、堆肥等がありました。それで、ことしの夏に全量搬出が完了しました。そのこのところで、減容化施設のところで受け入れられない物がありました。コンパネ等についてが、まだ現在残っております。その処分料ということで、31万3,000円を計上しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 2番、兼子長一君。

○2番（兼子長一君） もう一回ちょっと確認したいんですけども、財産管理費の13節委託料のこの浅川町の個別施設計画策定ですが、これは例えば町民体育館とかそういったもの、公共施設、役場庁舎も含むんでしようけれども、その個別の維持管理的な計画をつくるんですか。この間の説明の中では、補助対象にならない、それをつくらないと何か補助対象にならないようなちょっと説明を受けたような気がするんですが、それを目的にこの計画をつくるという、これはそうすると全市町村そういう策定が義務づけられたんですか、その辺のところをお聞かせください。

それから、全量全袋検査の件ですが、その抽出検査の方法ですけれども、例えばですけれども、旧町村単位、山白石、小貫、あと浅川、旧単位でやるのか、あるいはその面積で何ヘクタール分を抽出するのか、あるいは米の生産農家を個別に、ランダムに抽出してやるのか、そういうその抽出のやり方も、まだ現時点では何も示されていないのかどうかちょっとお聞きします。

あと、畜産費の委託料でのその汚染稲わらの搬出は完了したと言うんですが、大草の近藤畜産の汚染稲わら、あれは環境省指定されている、たしかそういう廃棄物ですよ。あれも搬出は終わったのかどうかお聞きします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 公共個別施設計画策定業務ということで、これについては、先ほども言いました浅川町公共施設等の総合管理計画、28年5月に策定しておりまして、この計画に基づいた個別の施設計画を策定しなければならないということで、平成32年度までに計画の策定が通知をいただいております。

この計画書をもとに補助事業、補助金、起債関係そういった物が対象になるということでございます。浅川町としては、どの施設が対象かということになります、基本的に全ての施設になります。町の公共施設全てでございます。文部科学省、厚生労働省、国土交通省、総務省関係全てこの管理計画の中において、将来的な町の公共施設の管理の形態をどのようにするかということの計画書を持って、さまざまな補助事業に手続をするということになっております。

これについては、建物ばかりではなく、その中には国土強靱化計画に基づくインフラ整備、そういったものについてもこの中で位置づけをしていくということで、これらの計画をもとに、今後、町の公共施設のあり方、そういったものについて方向性を見出して、提案理由でも説明したように、改修、新築、廃止、さまざまな検

討を加えて、それに基づく公共施設の整備を図っていくということの内容でございまして、本来ですと次年度当初で上げるべき予算ではあったわけなんです、こういった一定の大きな事業の計画でございまして、今回12月補正をもちまして、準備態勢を図るということで、先ほど申し上げましたように、計画の準備、各施設の管理者からのヒアリング等々行いまして、これらの計画策定の準備段階に入るということで、今回200万円の計上をさせていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 全量全袋検査の検査方法については、現在のラベル上の管理については、旧町村単位でも管理してはいますので、ただ、それだけしか今のところ情報ありませんので、あるいはその水系ごとになるのか、水かかり元になるのか、その辺ちょっとまだ詳細決まっております。連絡はありません。

それから指定廃棄物につきましても、指定廃棄物を入れておきましたいわゆるビニールハウスはまだ残っております。ただ、中身は処分した状況でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、8ページの雑入のJR水郡線代替バス運行負担分について、具体的に幾らぐらいなのかお尋ねします。

それから、16ページ衛生費4款の災害廃棄物処理委託料、これは大体いつごろを予定しているか伺いたいと思います。

それから24ページの農用地等災害復旧費、9,499万9,000円工事請負費、11カ所やるという説明がありました。配られた資料によりますと、補助分の災害箇所は21カ所ぐらいあるんですね。そして、具体的に今回の補正で上がった箇所はどこなのか伺いたします。

そして、この予算が成立後、具体的にいつごろ入札をやって、発注になって、いつごろ完成を目指しているのか、その見通しについても伺いたいというふうに思います。

それから、その下の部分の単独債の工事請負費2,701万円が計上されています。流木の処理等ということがありました。これは、流木が流れてついている水田で相当の範囲だというふうに思うんですけども、どういう発注形態とるのか、それから、全部処分が終わるのは大体いつごろになる見通しなのか。

最後に、町民グラウンドなんですけれども、今回、電気設備も再度新しくしなければならぬということなんです、やはり今までのようなところに建てたんでは再度水害でまたやられるおそれがあると思うので、当然その辺は対策を考えておられると思うんですけども、どのような工事をお考えなのか伺いたしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

8ページの一番下の雑入で168万2,000円、JR水郡線の代替バス運行負担分ということなんです、経過か

らご説明申し上げますと、台風19号の水害によりまして水郡線は運転見合わせとなりました。町におきましては、浅川町住民、メインは学生なんです、学生を対象に通学の足ということで、代替バスを走らせることを実施しました。コースにつきましては3コースありまして、須賀川・郡山方面と、石川方面、棚倉・塙方面と3コースを走らせました。走らせた日が、10月21日から10月31日までの平日のみ、朝夕一便ずつだったんですが、8日間、8回走らせました。この件ですが、JRと一番最初に水戸支社なんです、話をしたときには、JRとすれば今のところ代替バス等を出す予定はありませんということで、町独自にバスを出しました。町内の守丸興業さんをお願いをしまして3台大型等を出したわけなんです、金額につきましては168万2,208円で、こちらを水戸支社に請求しまして、全額いただくことができました。先月、11月29日にお金を町口座に送金していただきました。経過等、金額については以上です。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） 16ページ、4款衛生費2項清掃費1目清掃費の13委託料、災害廃棄物処理委託料について、いつごろまでに処理されるのかというご質問ですが、こちら、JT跡地に収集された分につきましては、年内いっぱいを見込んでおります。

災害廃棄物処理委託料の中には、JT跡地の分と、それから農政商工課のほうで収集しております稲わら、それと合わせまして2,000万円を計上させていただきました。

それから残り1,000万の家屋の解体につきましては、県のほうでまだ詳細が決まっておりませんので、こちらでも家屋の解体はいつごろというのはまだ決まっておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 24ページの農用地等災害復旧費のまず15節の約9,500万円ですが、内訳としましては、ポンプ場が4カ所、それからその他優先的に復旧したいところを1,000万円の7カ所程度と見込みまして、合わせて9,500万円というような形にさせていただきました。

配付しました資料につきましては、図面のほう予定箇所図では、25カ所ほどありましたけれども、今回計上しておりますのは、そのうちの一部でございます、現在、査定作業中でもあります。早目に発注したいものについて、今回補正をお願いしております。

いつごろ発注できるのかということにつきましては、まだ先週の査定箇所は1カ所、1地区しか今のところできておりません。それで、年内、年明けまで時間がかかりますが、順次営農再開に向けて対応可能なところから発注していきたいと考えております。

それから農用地等災害復旧費の単独分でございます。工事請負費2,720万円ありますが、こちらにつきましては、先ほど午前中のときにもお話ししましたように、補助の災害にならない40万に満たないような小規模な災害等について予算を計上しております。流木等につきましても、人力といいますか、各農家さんでは片づけられないような流木につきましては、町のほうの単独の災害復旧事業として対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 町民グラウンドの災害復旧の関係でございますが、電気設備工事関係で、今回の浸水で影響を受けておまして、復旧工事を進めるということになるかと思えます。

それから、高圧電源設備いわゆるキュービクル、こちらも浸水で使用できなくなったということで、こちらの復旧工事もあるんですが、今回の浸水を受けて、高い位置に設置ができればよろしいんですが、なかなか高台の適当な場所がございませんので、今回工事する際につきましては現状の場所で、なるべくかさ上げをして工事をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） JR水郡線代替バスを出すんですから、それで町で出すことにしたんだからということで、請求してJRから金額をいただいたということで、理解してよろしいですね。代替バスに関しては、ある方から鮫川村の学生さんたちも浅川町の代替バスに乗せてやっとなと、すごくいいことだったと思うということで共感の声が寄せられておりました。なお、大震災のときには、鮫川村からは屋外のプールをぜひ使ってくださいという温かい申し出がありました。お互いに近隣町村ですので、助け合いをしながら進めていただきたいなというふうに思います。

2点目の収集期間、これについては全体としては年内いっぱいだと。稲わらは今までどおりやると。家屋の解体についてはまだ未定ということで、家屋の解体以外で出たごみの収集は、年内いっぱい終わると、こういうことでよろしいんですか。そして、家屋の解体としては、今度方針が出たら、それに応じて対応する、こういうことで理解してよろしいのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、その次の補助事業で行う復旧工事なんですけれども、ポンプ場のこれらの図面にあります、ほか7カ所は優先的にやりたいところをやるということで、その7カ所というのは具体的にどこなんですか。それをお尋ねしたかったんです。今の説明だと、7カ所をやるにしても査定が終わったのはまだ1カ所しかなくて、順次査定を受けて、査定を受けてから、査定が終わったら設計やるんですか。設計やって、入札やって、工事やって完了というふうになるわけですから、本当に何年も作付けにならないかなという気はするんですけれども、その辺をどのように捉えておられるのか、7カ所の建物の確認と、作付けに間に合うかどうかという認識を伺いたいというふうに思います。

それから、その次の流木の撤去についてお尋ねします。

これについては、流木だけ専門に処分する業者をお願いすることじゃなくて、それぞれの田んぼ、あるいは畑に流れついたやつをそれぞれ単独災として、一つ一つこうやっていくという理解でよろしいんですか。その辺のイメージがどうもこう具体的に浮かばないんですけれども、表面上は大して被害はないんだけれども、杉の木が二、三本横たわっているというようなところについては、そういうの一つ一つ単独災で発注してやっていくのかどうか、どういう考えなのか改めて伺いたいというふうに思います。

最後に、町民グラウンドに関しては、キュービクルはかさ上げで対応したいと、大体どれぐらい上げられるものなんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、我妻美幸君。

○住民課長（我妻美幸君） JT跡地のゴミにつきましては、年内いっぱい処理するというので、稲わらに

つきましては今月末までに収集ということですので、集まった量次第で処理の期間を決めたいと思います。それから、家屋の解体につきましては、県の方針が出ましたら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 工事箇所7カ所はどこかというところですが、具体的にここを予定しているところまで、現在のところっていないんですけども、イメージとしましては、まず福貴作の東側のほう、それから宿裏、それから滝輪の新田のところ、それからあと小貫の上、水路のほうの復旧をしたいと考えています。そのほか順次査定状況等を勘案しながら、優先順位を決めながら発注していきたいと思います。

流木につきましては、まず補助の災害復旧事業で取り組めるところにつきましては、もちろん補助の災害復旧事業で取り組むわけなんですけれども、それは福貴作の西側のほうにあるもの等については、補助の災害復旧事業、それから宿裏の里白石の駅付近にある流木につきましては、いろいろ関係機関とも相談しながらやっているんですけども、流木のその計算上、それほど実際は金額的にはかかるようですが、計算上はその補助にならないようなところがござります。そういったところは、町の単独事業で流木だけで、流木の業者さんのほうに処理を依頼したいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） かさ上げる高さにつきましては、設計屋さんと検討したいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 未曾有の災害について大変だなと改めて思っております。

質問してお答えがなかったんですけども、査定を受けて、設計を組んで、入札やって、業者を決めて、完成させるまで、本当にこれ現実問題としてどうなんですか。どのような認識でおられるのでしょうか。

本当に突然の災害で、本当に大変な仕事が出てきてしまったわけなんですけれども、どういうふうな見通しをお持ちなのか伺いたいというふうに思います。農家の方が一番心配しているのは、来年の米づくりができるのかどうかということですから、その点に対して、本当、率直に言ってどうなんですか、これできるんですか。私、今の話聞いていたら、何だこれ難しいんじゃないのかなというふうな気はするんですけども、その点を伺いたいと思います。

それから、流木については補助金の対象にならないようなところについては、町単独事業で流木の撤去はやると、こういうようなお答えだったというふうに思います。でも、今話を聞いていると、補助事業でやったとしてもいつになるかわからない、そうすると流木の撤去は流木の撤去だけでやったほうが良いような気がするんですけども、関係者の方とお話をして、それが一番いいだろうという方向で決められたのでしょから、素人の私が口を出すものではないのでありますけれども、ぜひ、この流木に関しては、はっきり目に見えるものありますので、私のところにも何件か何人かの方から、ぜひ早くやってもらいたいという声が寄せられておりますので、ぜひ迅速に対応していただきたいなというふうに思います。

その点だけ伺いたします。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 農業関係のその営農状況、来年度の作付に向けてですが、私の認識ですけれども、いわゆる堤防が決壊したところとか、あと河川の護岸が洗われて農地が流出したような箇所、ここについては来年度はちょっと厳しいというか、できないのではないかと思います。具体的に言いますと、この福貴作の西側付近、それから荒屋郷の一部、それから池田という染と滝輪の境あたりのところの一部、それから滝輪の一部堤防より外になっているところに農地がある場所、それから太田輪のところ、それから小貫の堤防が決壊した地区、あの付近については、なかなか復旧が容易ではないものと認識しております。

いずれにしても用水路、排水路等を優先的にしたいと思います。災害の査定を受けずに小規模なものにつきましては、随時単独災ということで、これから発注していきたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 何点かお尋ねいたします。

まず、24ページ、10款7項4目11節、町民プールの光熱費の増額ですが、これは町民プールの利用が終わって、最終的に11万6,000円の補正が出たということで理解してよろしいですか。

それで、今年度の夏のプールの利用状況についてお伺いしたいと思います。延べ人数、あと何日から開いて、何日までやって、延べ開催日数ですね。すみません、細かいところ聞くようで、教えてください。

あと、先ほど公民館長のほうから答弁ありましたが、町民グラウンドのキュービクルの受電設備のかさ上げについてなんです、できれば今回の流入した水のレベルまでは最低でも上げていただきたい。一つアイデアとすれば、バックネット裏の物置、物置はコンクリートでつくったんですよね。もしそこが耐荷重が間に合うのであればあそこの上でもいいのかなと、私個人的に思うものですから、かさ上げを新たにすれば水のレベルまで、そういうのをちょっと提案したいなと思います。

2点だけちょっとお尋ねします。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 24ページの10款7項4目、町民プールの光熱費でございますが、プールにつきましては、8月いっぱいプールの開設は終了しておりますが、プールのポンプ関係が年間を通して動いております。排水ポンプ関係が動いているという関係で、毎月電気代がかかっておりまして、今回3月までの見込みで11万6,000円が不足をするということの計上でございます。

今年度のプールの利用状況につきましては、ことし7月1日にオープンがちょっとできませんで、7月9日から8月31日までプールのほうの開設をしております。利用状況につきましては、今手元に資料がございませんが例年どおりの利用はあったのかなというふうに考えております。

あと、町民グラウンドのキュービクルのかさ上げ関係につきましては、検討させていただきます。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） グラウンドの件は了解です。

あと、その11万6,000円の排水ポンプの3月までの光熱費というのも理解できました。町民プールの今回7

月1日にオープンできずに、7月9日になったということも理解しました。

そこで質問なんですけれども、私たちが小さいころって町民プール、夏休み期間中カードをいただいて、1日1回の利用は無料だったんですね。今はそういう利用に対しての、町の何らかの補助はあるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部栄也君。

○社会教育課長（岡部栄也君） 町民プールにつきましては、今ご質問にあった1日1回のカードというのは今ございません。そのかわりに、毎週土曜日は、小中学生無料でございます。

以上であります。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありますか。

これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、議案第72号 令和元年度浅川町一般会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第16、議案第73号 令和元年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、議案第73号 令和元年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第17、議案第74号 令和元年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第17、議案第74号 令和元年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第18、議案第75号 令和元年度浅川町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第18、議案第75号 令和元年度浅川町上水道事業会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、別紙のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本日までに、議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正についての議員発議が提出されておりますので、ここで追加日程議案準備のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時34分

○議長（円谷忠吉君） 再開いたします。

---

◎日程の追加

○議長（円谷忠吉君） お諮りいたします。ただいま配付しました日程第20を日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

---

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第20、発議第5号 議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局に議案の表題部を朗読させます。

議会事務局長、小針紀喜君。

〔議会事務局長（小針紀喜君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） 提出者の趣旨説明を求めます。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 私たち議会議員と町長などの特別職は、町の財政が厳しいため、給与等の特例を定め、議員の報酬の5%を、町長、副町長、教育長は給料の10%をそれぞれカットし、それを町民のために役立てるという対応を続けてまいりました。しかし、ことしの9月30日をもって特例の期間が切れたので、改めて来年1月分から私たちの任期が満了する令和5年9月30日まで、以前と同じ内容の特例を実施するため条例を改正するものであります。

提案した最大の理由は、台風19号による未曾有の豪雨で町民に甚大な被害が発生し、被災者の救済や復旧はまさにこれからだというときに、特別職の報酬や給料を実質的に上げるようなことはすべきではないと、そういうふうを考えるからであります。

よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番、水野秀一君。原案に反対者。

○11番（水野秀一君） この案件に対して、私、反対いたします。

理由といたしまして、今回の議員改選でおわかりのとおり、どこの町村でも町自体が議員のなり手が少ない、無競争などなど、度重なっているような状態でございます。

また、そうした中、この石川五町村でも現在そのような取り組みを行っているところはないと思うんです。やはり今後、若い人の出やすい待遇改善というものがこれから必要となっていると思われまます。確かにこの災害の被災者を考えると、ふと考えるところもありますが、まあ流れといいますか、その声がまた継続するような機運がつくような感じがいたしますので、私、以上の点から反対させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 賛成の答弁をしたいと思います。

これは提案理由の中でも簡潔に上野議員がおっしゃったとおり、何十年に一回、何か古老の話によりますと昭和16年に大水害があったという話を私は聞きましたけれども、本当にこの70年、100年に一回の未曾有の災害であります。こういうときに、今まで議会と特別職でありますけれども特に議会の報酬のカットについては、ずっとやってきたわけでありまして、9月30日の新しい体制になって、それが期限切れということになったというわけでありまして、この時期を考え、この災害の被害を考え、今後のことを考えて、議員はみずから給料を

カットしてそれに充てるべきだと、こういうふうに考えますので、賛成いたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第20、発議第5号 議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立少数です。

したがって、発議第5号は否決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第5回浅川町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時40分